

# 日本統治期の台湾・朝鮮における 「国語」教育（上）

鳥井克之・熊谷明泰

## 序

本稿は、植民地統治下の台湾及び朝鮮における「国語」（＝日本語）政策に関する考察を行うものである。本稿（上）では鳥井克之が台湾における「国語」教育政策をテーマにして考察し、本稿（下）においては熊谷明泰が朝鮮における「国語」政策を取り上げて考察を加える。なお、本研究は平成15年度・16年度関西大学学術研究助成基金（共同研究）における研究課題「日本の植民地言語政策についての研究－戦時体制構築との関わりに焦点を絞って－」として研究費を受けて行われた研究の成果として発表されるものである。また、本誌第48号（77頁～230頁）・第49号（1頁～57頁）にて発表された「植民地下朝鮮における徵兵制度実施計画と「国語全解・国語常用」政策（上・下）」（熊谷明泰）に引き続いて発表される研究成果でもある。

# 日本統治期の台湾公学校と国民学校における 『國語讀本』に対する台湾研究者の論文

## —その翻訳と解題—

鳥井克之

本原典資料である原本の目次は次の通りである。

日治時期臺灣公學校與國民學校 國語讀本 解說・總目錄・索引

臺灣教育史研究會策劃

臺北南天書局出版；2003年11月初版1刷

凡例

v – vi

期待日治時期臺灣殖民教育史研究之深化——代序

吳文星 vii – x

日治時期臺灣公學校與國民學校國語讀本總解說

——制度沿革・教科和教科書	周婉窈・許佩賢	3 – 44
前言		3
一、植民地臺灣初等教育機構的設置		4
二、從公學校到國民學校		12
三、國語科及其讀本		27
《臺灣教科用書國民讀本》與《公學校用國民讀本》	蔡錦堂	45 – 58
一、《臺灣教科用書國民讀本》分析		45
二、《公學校用國民讀本》分析		52
《公學校用國語讀本》的內容分類紹介	周婉窈	59 – 78
一、《公學校用國語讀本》的內容構成		60
二、實學知識		62
三、臺灣鄉土教材		66

四、日本相關教材		70
五、其他教材		74
小結		
戦争時期的國語讀本解説	許佩賢	79—92
一、嶄新的教科書		79
二、戦争時期教科書的特色		82
三、教材内容分析		85
四、臺灣人教材的登場		88
結語		91
『台湾教科用書国民読本』の国語学的研究	中田敏夫	93—142
中文摘要		93
1はじめに		96
2語彙について		98
3文法について		102
4表記法について		115
5おわりに		137
『台湾教科用書国民読本』の「土語読方」について		
——導入の背景と「台湾語」かな書き論	富田 哲	143—164
中文摘要		143
1はじめに		145
2土語読方の導入と「記音主義」		147
3土語読方導入後のかな書きをめぐる議論		152
4土語読方の命運		158
臺灣公學校與國民學校國語讀本 總目次		165—218
臺灣公學校與國民學校國語讀本 課名カナ索引		219—225
臺灣公學校與國民學校國語讀本 課名漢字索引		226—231

本稿は上記「凡例」「代序」及び台湾の研究者による冒頭の研究論文4篇と中文摘要2篇を翻訳した後、それらの解題を行なったものである。

# 翻 訳

## 凡 例

1. 本書は日本統治期の台湾公学校と国民学校国語読本全60巻の影印発行に呼応して編纂執筆されたものであり、解説、課名総目次および課名索引の三大部分を包括している。
2. 解説は中国語と日本語の文章を含み、中国語は中国字体とその書式で組版されており、日本語は日本字体とその書式で組版されている。日本語の論文には中国語の要旨が別途に付されている。
3. 「国語」とは日本殖民統治期の台湾における日本語を指すものであり、当時の専門用語である。解説においては若干の強調を必要とする箇所を除いて、特に括弧の記号を付けていない。
4. 戦前の日本の印刷では注記がそれほど統一されておらず、版と刷を区別していない。国語読本は同一時期に若干の版（今日の「刷」に相当する）を発行しており、同一版の収集が容易でなく、本影印本では同一時期を基準としているため、「刷」回数の統一を考慮する術がなかった。
5. 本影印本に納められている第一期巻一から巻九および巻十一の版権を明記するページ（奥付）にはいずれもわずかに「明治四十五年六月十六日発行」と注記されているが、これは同一版刷りの発行年月日であって、初版の期日ではない。けだし資料によれば、当該期教科書の第一版は明治三十四年から三十六年の間に発行されている。
6. 総目次、索引の課名は当時の日本語の用字法を基準としており、中国語の繁体字とほとんど差異がない。ただ日本語の同形字重複記号は横組にし難いため、本来の文字で表すように改めている。
7. 課名索引は漢字索引とかな索引（仮名索引）の二種類に分かれている。前者は中国語の筆画順序に従って配列し、後者はひらかなとカタカナを併記し、日本語の五十音順に配列している。
8. 索引は期、巻、課のみを表記しており、その方式は下記の通りである。

日本統治期の台湾・朝鮮における「国語」教育（上）

- [一] 3 : 10 = 第一期第三卷第十課
- [五] ヲ 2 : 10 = 第五期コクゴ第二卷第十課
- [五] 初 8 : 10 = 第五期初等科国語第八卷第十課

## 日本統治期台灣殖民教育史研究の深化を期待する 序に代えて

日本統治期、台灣総督府は日本明治維新の経験に基づき、近代西洋式の教育制度を導入して、台灣教育史の新紀元を切り開いた。しかしながら、この制度が打ち立てられた主要な目的は植民政策の貫徹にあった。このため、それは当時の日本国内の教育体制とは歴然と異なっており、教育の形式あるいは内容の如何を問わず、いずれも特殊性を備えており、必ずしも台灣人の教育に必要とされるものを満足させておらず、また台灣社会の発展という最大利益に合致していないことは、言うまでもないことであった。ただこの同化と近代化の二重方向を兼ね備えた殖民教育は、五十年間に樹立された規模と土台にして、戦後台灣教育の発展に対して無視することの許されない影響をもたらしている事もまた疑う余地のないところである。率直に言うならば、日本統治期の台灣教育史研究こそ近代台灣教育の発展を的確に理解する上で重要な一環である。

最近の二十余年來、日本統治期の台灣教育史に携わる研究者は毎日増加している。最初の十余年間の研究課題の大半は政策と制度の探求および統計資料の整理と説明に偏重していた。しかし喜ばしいことに最近の十年間の研究テーマは多様化を呈し、研究範囲も大いに拡張され、もはや政策と制度の考察に偏重せず、カリキュラム設定、教科書、教育学習活動、学校生活等の教育内容に関するテーマが新しい研究重点になっていることである。その中でも、教科書研究の分野では、すでに公学校の国(日)語、修身、歴史、地理、音楽、美術、書道および師範学校の美術等の教科書を研究ターゲットにして、その編集過程の考察と内容分析を行っている。その研究成果は教育内容の実態およびその殖民教育政策との関係に対して、少なからざるより客観的、より具体的な認識を提供したことにより、日本統治期教育史研究定礎の素晴らしい基盤になっているのである。

否認すべからざることは、国(日)語、修身、歴史、地理等はいずれも殖

民初等教育における国家意識と民族アイデンティティーを養成する主要学科であり、その教科書は「集団記憶(集団記憶)」を築き上げるための系統的、普及的、権威的知識を提供していたことである。だがたとえこのようであったにも拘らず、学者はこの時期の日本語教育を研究した結果、日本統治終末期に日本語を習熟していた台湾人は人口の約80%に達していたが、しかし台湾人は決してこのために言語アイデンティティーを改変することなく、終始日本語を外国語と見なしており、日本語もまた台湾語に取って代わって台湾人の生活言語となることもなく、せいぜい台湾を「バイリンガル併用」社会に変えたに過ぎなかつたと指摘しているのである。他方では、日本語は台湾人が現代知識を吸収する主要な道具となり、台湾人は日本語を通して現代欧米の基礎的科学技術と文化を吸収し、現代的な衛生観念を受け入れ、新しい観念と新しい制度がしだいに日常生活の一部になった。換言すれば、日本語は台湾社会の近代化に対してかなりの推進的役割を果たしたのである。このことに鑑み、台湾教育史研究会は、研究者がより一層考察する際の利用に便宜を図るために、まず植民地教育の重点であった公学校課程における重要科目「国語」の教科書を復刊することを決議したのである。この復刊計画は会員でこの教科書に対して研究経験のある淡江大学歴学部蔡錦堂副教授、中央研究院台湾史研究所計画準備部門周婉窈副研究員、国立新竹師範学院社会科教育学科許佩賢助理教授および私が計画立案と編集の責任を担うことになった。

日本統治期の台湾総督府は相前後して五期の国語教科書を発行した。それぞれ第一期『台湾教科用書国民読本』十二巻（巻一の初版発行年度は1901年、以下同じ）、第二期『公学校用国民読本』十二巻（1913）、第三期『公学校用国語読本』十二巻（1923）、第四期『公学校用国語読本』（第一種）十二巻（1937）、第五期『コクゴ・こくご』四巻および『初等科国語』八巻（1942）、合計六十巻である。このほかに台湾総督府が第三期国語読本試用期間に、かつて1930年に『公学校用国語読本』（第二種）十二巻を別途に出版して、原住民が就学した公学校での使用に提供されたが、今回

の復刊にはこの『第二種』は含まれていないので、将来、原住民教化用書を復刊する機会に改めて収録したいと考えている。

この資料を利用者が効率よく掌握しうるのに協力するために、編集グループはそれぞれ専門家に解題の執筆を依頼した。すなわち、周婉窈・許佩賢共同執筆『台湾公学校と国民学校国語読本総解説——制度沿革、教科と教科書』の論文では、日本統治期台湾の初等教育創設の経緯および制度の変遷、カリキュラム編成の変化および各期教科書編纂の梗概を紹介している。蔡錦堂執筆「『台湾教科用書国民読本』と『公学校用国民読本』」、周婉窈執筆「『公学校用国語読本』の内容分類の紹介」、許佩賢執筆「戦争期の国語読本解説」の三論文は、それぞれ各期教科書の内容構成およびその特色を分析し、かつ今後の一層の研究が望まれる課題を提起している。この他に、愛知教育大学中田敏夫教授に論文「『台湾教科用書国民読本』の国語学的研究」執筆を要請して、近代日本標準語形成過程における台湾の国語教科書の役割と影響について考察していただいた。また淡江大学日本文学・語学科富田哲助理教授執筆の論文「『台湾教科用国民読本』の『土語讀方』について——導入の背景と「台湾語」かな書き論——」は、「台湾語」（閩南語）が教材に取り入れられた背景およびかな表記採用の主張について紹介していただいた。後の二論文は言語教育史研究における台湾の国語教科書の重要性とその意義を提示している。六十巻の課名総目次と索引は周婉窈が編纂して、許佩賢、蔡錦堂、富田哲が共同で校訂したものである。

今回復刊された教科書の大部分は中央図書館台湾分館、国立台北師範学院に所蔵されていたものであるが、幸いにも両部署から原書提供の恩恵を受けて製版することができた。この他に、南天書局および中田敏夫、蔡錦堂、楊永彬、謝明書等の各氏、各女史が個人的に所蔵していた教科書を提供していただいたことにより、ようやく大体取り揃えることができた。なお台湾各地にあまねく探し求めて入手できなかった最後の教科書数冊は、幸運にも日本成蹊高等学校教諭河原功氏および玉川大学学長小原芳明氏、

教育博物館学芸員白柳弘幸氏等のご協力、さらには玉川大学教育博物館のマイクロフィルム閲覧と利用の同意を蒙った。また南天書局発行人(社長)魏徳文氏の出資快諾による刊行援助を賜った。多くの人々の力が、学界に恩恵を与えるために、本シリーズ六十冊はついに完全無欠に復刊されたのである。ここに台湾教育史研究会を代表して謹んで特に深甚なる感謝を述べる次第である。本シリーズ復刊後、研究者がよくこれを活用されることを願うと共に、日本統治期台湾教育史研究の深化にまさに役立つであろうことを確信するものである。

吳 文 星

台湾教育史研究会召集人(呼びかけ人)

2003年10月

国立台湾師範大学文学院にて記す

## 台灣公学校と国民学校国語読本総解説

### — 制度改革、教科と教科書 —

周婉窈（中央研究院台湾史研究所計画準備部門副研究員）

許佩賢（国立新竹師範学院社会科教育学科助理教授）

### 前　　言

日本が台湾を統治した前後五十一年間に、さまざまな近代化された施設、近代式小学(初等)教育を導入したことはその中でも一つの重要なプロジェクトであった。近代国家が施行した初等教育は児童の言語アイデンティティー、歴史意識、道徳観および一般的価値観などの側面の形成に対して、かなりの程度の影響力を備えていた。とりわけ児童の認知および集団的経験における同質化の育成では、比較することの出来ないほどの力を持っていたのである。最近の研究と各種様ざまな回憶録とインタビューによれば、日本植民統治期の初等教育は日本の教育を受け入れた台湾人に対して大きな影響をもたらし、その影響の深さについてはさらに一層の考察が待たれる。教育が効力を生み出しうるには、学校の設備、カリキュラムの調整、教科書の内容、教師の教学資質および学生の学習意欲など、多くの側面との協同に頼るところがある。我われがもし日本殖民統治期の初等教育の影響を理解して評価しようとするならば、上述の幾つかの側面から着手しなければならないのである。

教科書は教師が授業する上でのよりどころであり、また生徒が学習する「具体」的手本である。このため、教科書は我われが教育内容を分析する上での最も原初的資料であり、また最も基礎的な資料でもある。読者にこの復刊計画に基づく読本に対してある一つの背景を理解していただくため

に、本論文ではまず日本が台湾を支配して以来の初等教育制度の設置を回顧し、その次に学校カリキュラムの調整と各科教科書の梗概を説明し、最後に最も重要度の高い教科「国語」、その沿革の情況および読本それ自体について紹介する。

## 一 植民地台灣初等教育機関の設置

### 1. 伊澤修二と台灣植民地教育の濫觴

植民地台灣における新式教育の実施は、台灣總督府初代学務部長伊澤修二の構想によるものである。1895年5月8日、中日間で馬關條約が締結交換され、同月10日日本海軍中将樺山資紀が命を受けて台灣總督となり、5月21日に「台灣總督府仮条例」（仮条例とは即ち「臨時条例」の意なり）を制定した。總督府には總督官房、民生局、陸軍局、海軍局が設けられた。民生局には学務部が設けられ、「教育に相関する事務を掌理した」。当時の代理民生局長は水野遵であり、彼は樺山總督一行と5月24日に横浜より乗船して來台し、6月14日に台北に到着し、同月17日に「始政（總督施政の開始）」式典を挙行した。伊澤修二（1851－1917）は当時の代理学務部長であり、彼は6月17日に台北に到着し、18日に大稻程にある民間家屋にて学務部事務の処理を始め<sup>1</sup>、日本の軍事力が横行する中で、新領地台灣における植民地教育活動の進行に着手したのである。

伊澤修二是樺山總督に対して新領地台灣の教育に関する方針を提出した。それは概ね(1)当面喫緊的教育事項、(2)長期的教育事業に分かれている。第一項に関して、伊澤は次のように考えている。即ち、(a)新領地の人民について言えば、出来るだけ速やかに方法を講じて彼等に日本語を學習せしめるべきである。(b)本土より移住した者について言えば、方法を講じて彼等に日常必要とされる彼の方言（按するに閩南語を指すべし）學習せしめる

---

1. 台湾教育会編『台灣教育沿革誌』（台北：台灣教育会・1939年；台北：南天書局・1995年影印）5－6頁。

というこの目的を達成させるために、彼は解り易い適切な会話書の編纂、ならびに日本語と相手方の方言を学習するルート開設の必要性があると考えていた。長期的教育事業に関して、彼は師範学校と小学校等の教育機構の設立を提案している。これに基づき、学務部の最初の仕事は会話書の編纂と学校の開設であった。同年6月26日に学務部は台北北部郊外の芝山巒に移転し、学校を設立し、方言の研究に力を尽くし、会話書を編纂し、かつ当地の人々を教育した<sup>2</sup>。

伊澤は新領土を教化する前提是言語と思想の交流を重視することなので、言語学習の施設を提供して、台湾人と日本人が相互に相手の言語を学習させるべきことが、当面の主要な活動であり、同時に、台湾人を日本人に同化させるためにも、恒久的な教育事業を考慮すべきと考えたのである<sup>3</sup>。

明治29年(1896)3月、日本政府は勅令第94号により「総督府直轄学校官制」を発布して、台湾総督府直轄による官費で運営される国語学校（付属学校を含む）および国語伝習所を開設した。国語伝習所は甲科と乙科に分かれ、甲科は通訳の訓練を目標とし、すでに一般常識を備えた青年から募集し、課程は国語科の訓練を主とし、半年間修業すれば卒業できた。乙科の課程は一般教育に近似したプログラムであり、一般の学齢児童から募集し、課程は同様に言語を主とし、この他にも一般の学科も教授し、修業年限は四年であった。国語学校は即ちその後の師範学校の前身であり、台湾初等一般教育の教員養成の搖籃となった。その付属学校は国語学校卒業生の教育実習の場となり、初等一般教育を将来実施する上でのモデルとなつたのである。

国語伝習所と国語学校、同付属学校はいずれも明治31年(1898)に制度を改めて公学校となり、一般台湾人子弟の主要な教育機関となった。以下に

---

2. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』6-10頁。

3. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』6-9頁。伊澤修二「国家教育社第六回定例会演説」(『伊澤修二選集』長野教育会・1958)所収。(駒込武『植民地帝国日本の文化統合』東京・岩波書店・1996)より引用。

それぞれ国語伝習所と公学校の設立過程およびその教学内容について叙述する。

## 2. 国語伝習所の設置とその教学内容

国語伝習所が出現する前、台湾各地には芝山巖の学務部学堂、台北県立日本語学校および各支庁設立の語学学校など、若干の語学学校が設けられていた<sup>4</sup>。これらの学校に共通する点は、その成立目的がいずれも短期間に日本語に通暁した台湾人を大量に養成することを期待することにあった。このため、募集対象はすべてすでに成年に達しかつ読み書きの基本的能力を備えた台湾人であった。この点はその後の国語伝習所甲科に継承されたところとなった。

「大衆教学」の角度から見ると、これらの学校は同様に近代的学校の特徴を部分的に備えていた。だが、国語伝習所とこれらの学校の最大の異なる点は「国語伝習所規則」（明治29年府令第15号）第一条に国語伝習所の目標は「本島人に国語を教授し、もって日常生活の用に資し、ならびに本国精神を養成する」事にあると規定されていた。つまり、国語伝習所は単に純粋な言語教育機関であるだけでなく、国民精神養成の任務も担っていたのである。この規則は国語伝習所の編成、学期、授業時間、授業科目とその内容、教科書・参考書、入退学、試験および卒業等に対して、いずれも詳細な規定を行っていた<sup>5</sup>。これらの法規から見ると、当時の教育企画者が意識的に近代的学校をモデルにして国語伝習所を設立したのではないかと我われは推論しうるのである。

国語伝習所が創設された初期には、それぞれ全台湾主要14都市、即ち台北、淡水、基隆、新竹、宜蘭、台中（学校は彰化にある）、鹿港、苗栗、雲

4. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』155-158頁。芝山巖学堂の教學情況について  
は藤森智子「日本當時初期『芝山巖学堂』（1895-96）の教育——学校遠泳、教  
學実施、學習活動の分析を中心として」および『台湾教育史研究会通訊』第11  
期・2000年9月）を参照。

5. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』168-179頁。

林、台南、嘉義、鳳山、恒春、澎湖島(学校は馬宮城〔馬公〕にある)に設立された。学生は甲科と乙科に分かれ、甲科の受け入れ対象は15歳から30歳までの一般常識を備えた者であり、「国語」(日本語)の授業以外に、初步の読み書き作文を教授し、期限は半年を一期とし、試験合格者が卒業できた。明治30年(1897)以後、すでに切迫した通訳の必要性がなくなったために、通訳養成を目標とする甲科はついに翌年の公学校令が発布された後、公学校速成科に編入され、その後廃止の運命に遭っている。乙科は普通の学齢児童(8歳から15歳まで)を受け入れ、「国語」、読み書き作文、習字、算術の授業を行う以外に、また情況を見て地理、歴史、唱歌、体操あるいは裁縫等の科目を教えていた。学期設定は日本の内地小学校と同じで、一学年を三学期に分け、修業期限は四年間であった。両科ともすべて学費を徴収せず、ただ甲科には「給費生」制度があり、学生に生活補助費を支給していた<sup>6</sup>。

この他に、国語学校には付属学校が三校開設されており、それぞれ八芝蘭(元の学務部芝山巖学堂)、艋および大稻埕にあり、カリキュラム編成は日本の内地小学校に極めて類似していた。第一付属学校は修業年限が六年であり、その他の二校の修業年限が四年であり、内地人(日本人)の学齢児童および8歳から25歳までの本島人を収容していた。科目的開設は国語伝習所乙科よりさらに完備され、修身、国語、読書、作文、習字、算術、唱歌、体育等があった<sup>7</sup>。相対的に言えば、国語伝習所乙科と国語学校の付属学校はいずれも近代初等教育の特性を備えており、その後の公学校開設への道を敷設したのである。

### 3. 台湾公学校の設置およびその教育目的

明治31年(1898)7月28日、台湾総督府は台湾公学校令(勅令第178号)および台湾公学校官制(勅令第179号)を発布して、台湾公学校制度を確立し

6. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』168-179頁。

7. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』706-713頁。

た<sup>8</sup>。国語伝習所と国語学校の付属学校はいずれもこの年に制度改革により公学校となった。公学校実施当初、全台湾には全部で公学校が55校あったが、その年の末には全部で76校になり、翌年には増加して94校、明治33年(1900)にはまた増えて117校になった。昭和8年(1933)、全台湾には公学校が合計769校、教員数が5764名、生徒数が30,9768名、就学率が37.02%であった<sup>9</sup>。昭和15年(1940)、つまり制度改革により国民学校になる前年度には、全台湾には公学校が合計824校、教員数が9563名、生徒数が63,2782名、就学率が52.97%になった<sup>10</sup>。

明治31年(1898)に初めて発布された「台湾公学校規則」(府令第78号)、第一条「開宗明義(『孝経』第一章の篇名、転じて冒頭で全体の要旨を提示すること)」において「公学校は本島人の子弟に徳教を施し、実学を授け、もって国民たるの性格を養成し、同時に国語に精通せしむるをもって本旨とす」と指摘している<sup>11</sup>。徳教を施すことを実学の授ける前においたことは、道徳教育の優位性を承認しているかのようである。徳教を施すことは人として必要な徳義の教訓とわが国民となるに必要な性格の陶冶に注視すべき」事を指しており、実学を授けるとは「その知識技能の体得、実用への適合も求めるべきであるがために、平常の生活において必須の事項を選択してこれを教授し、反復練習し、自在によく応用しうる」(第九条)事である<sup>12</sup>。実学を授けることは国語伝習所の規則中の「智能啓發」から敷衍されてきたものである。徳教を施すには二つの要目があり、その一つは「人間として必要な徳義の教訓」を教授することであり、その二は「わが国民となるに必要な性格」を陶冶することである。前者は「道徳教育」と見なすことができ、社会的集団生活における基本的徳性を教導することで

8. 台湾総督府『府報』第349号・明治31年(1898)8月16日・36頁。

9. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』408-410頁。

10. 台湾総督府文教局編『昭和15年度・台湾の学校教育』台北・同編者・1941・14-16・118-120頁。

11. 台湾総督府『府報』第349号・明治31年(1898)8月18日・31頁。

12. 台湾総督府『府報』第349号・明治31年(1898)8月18日・32頁。

あり、後者は「国民教育」に属し、愛国教育の性質を帯びている。

上述により分かるように、公学校教育の趣旨は「徳教を施す」、「実学を授ける」、「国語に精通せしむる」の三側面に分けられる。その後に改正された「台湾公学校規則」では、この順序に異なる配列方式が出現した。明治37年(1904)の台湾公学校規則の改定では次のように規定されている<sup>13</sup>。即ち

公学校の本旨は本島人児童に対して国語を教授し、德育を施し、もって国民的性格を養成し、ならびに生活に必需の一般的知識と技能を教授することにある。

我われはその順序が改変されて「国語を教授する」、「德育を施す」、「実学を授ける」になったことを看取できるのである。

大正元年(1912)11月28日の公学校規則改定(府令第40号)では次のように規定された<sup>14</sup>。即ち、

公学校の本旨は本島人児童に対して国語を教授し、德育を施し、国民的性格を養成し、ならびに身体の発達に留意し、授けるに生活に必需の一般的知識と技能を以てすることにある。

この時の台湾公学校の本旨に「身体の発達に留意する」という一項目が加わったことを、我われは見て取ることができる。だが、この明治31年(1898)に交付された公学校規則にすでに規定があったが、当時はただ教授要旨の中に置かれたに過ぎず、この時に本旨の中に置かれたのである<sup>15</sup>。

大正8年(1919)1月12日の「台湾教育令」の公布(勅令第1号)、これこそ日本政府の植民地台湾に対する最初の明文化された教育基本法であった。

13. 「公学校ハ本島人ノ子弟ニ国語ヲ教ヘ德育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」；台湾総督府『府報』第1492号・明治37年(1898)3月11日・25頁。

14. 「公学校ハ本島人ノ子弟ニ国語ヲ教ヘ德育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ並身体ノ発達ニ留意シテ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」；台湾総督府『府報』第87号・大正元年(1912)11月28日・115頁。

15. 台湾総督府『府報』第349号・明治31年(1898)8月16日・32頁。

「台湾教育令」中の公学校と関連する主要な条文は以下の通りである<sup>16</sup>。

第五条 普通教育の目的は身体の発達に留意し、德育を施し、一般的知識と技能を教授し、国民的性格を涵養し、国語を普及するにあり。

第七条 公学校は児童に対して一般教育を施し、生活に必需の知識と技能を教授する場所となす。

台湾教育令が実施されて三年も経ずして、大正11年(1922)2月15日に交付された新しい台湾教育令(勅令第20号)は、教育は同化主義の原則を遵守し、基本的には初等教育の段階を除いて、すべて「日台共学」、即ち、日本人と台湾人は同一の教育機関に進学して教育を受けることを認可することを明示している。初等教育の段階においてはもはや種族によって区別せずに、学童の言語能力により入学(小学校あるいは公学校の進学)査定の基準とされたのである。新台湾教育令の中にある公学校に関する規定は次の通りである<sup>17</sup>。即ち、

第四条 公学校の目的は児童の身体の発達に留意し、德育を施し、生活に必需の一般的知識と技能を教授し、国民的性格を涵養し、ならびに国語を習得せしむるにある。

この公学校教学の目的において、まず「児童の身体の発達に留意する」を挙げ、その次に始めて德育を施し、知識と技能を教授し、国民的性格を涵養し、国語を学習することになっている。このような教育目標は明治23年(1890)10月に日本が新しく発布した「小学校令」とほとんど差異がない。ただ最後の一項目「国語の学習」が多いだけである。日本の小学校令は「小学校の本旨は児童の身体の発達に留意し、道徳教育および国民教育の基礎、およびその生活に必須の一般的知識と技能を教授するにあり」<sup>18</sup>と規定している。大正8年(1919)に台湾教育令が発布された後、台湾初等教

16. 台湾総督府『府報』第1738号・大正8年(1919)1月12日・30-31頁。

17. 台湾総督府『府報』第1738号・大正11年(1922)2月15日・27頁。

18. 「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」(海後宗臣・仲新『教科書で見る近代日本の教育』東京・東京書籍株式会社・1979/1994・73頁)より引用。

育は大体において定型化され、そのまま昭和16年(1941)の「国民学校令」に至ってはじめてまた日本教育制度全体が大変革されるに伴い改変されたのである。

殖民政府が公布した関連する法令に基づけば、大正元年(1912)以前では、台湾公学校の主要な教育目的は、德育を施し、実学を授け、国語を教授することに他ならぬ、ただその配列順序と措辞に異なる所があったにすぎないと、我われは帰納し得るのである。大正元(1912)年より、教育目標に「身体の発達に留意する」が増加した。この他に、初期では、「国民的性格を養成する」が往々にして「徳教を施し、実学を授け、以って国民的性格を養成する」(1898)と「国語を教授し、德育を施し、以って国民的性格を養成する」(1904)等の予期された教学効果であった。しかし、大正8年(1919)以後、措辞において独立して一個の項目となる傾向が見られた。このことにより、大正8年(1919)以後、公学校の教育目標は、体育、德育、実学、愛國教育および日本語教授の五大項目になったと、我われはあるいは言いうるのである。だが、台湾総督府当局の言い分によれば、「公学校教育の根本の方針としての国民精神の涵養、国語の習熟、実業的趣味の養成は、終始一貫して、いささかも改変されていない。」<sup>19</sup>と言うのである。もし我われが德育と体育を国民精神涵養の重要な手段であると見なせば、「国民精神の涵養」、「国語」と「実学」の教授もまた他でもなく台湾公学校の一貫した教育目標になるのである。

## 二 公学校から国民学校まで

### 1. 台湾公学校制度の沿革とその制度改革

台湾公学校は明治31年(1898)に設立されて以来、昭和16年(1941)に制度改正されて国民学校となるまで、前後44年間、制度の面において多くの変

19. 台湾総督府文教局編『昭和16年度・台湾の学校教育』台北・同編者・1942・14-16・18頁。

化を経験した。学年区分の面では、1898年度は2学期制であったが、1903年度以降は3学期制になり、ただ各学期の始まる期日がしばしば調整され、休日も変動が見られた。1898年に公学校令が発布されたとき、入学年齢が8歳、教科目(教科)は修身、国語、読み書き、習字、唱歌、体操であった。以下は1898年から1919年に台湾教育令が発布されるまでの重要な変革である<sup>20</sup>。

- (1) 明治37年(1903)：就学年齢は満7歳以上であった。
- (2) 明治40年(1907)：修業年限は6年間を原則としたが、地方の情況により、8年間あるいは4年間に伸縮することができた。
- (3) 大正元年(1912)：修業年限は6年間あるいは4年間とされ、8年間の修業年限は廃止されたが、修業年限2年間の実業科を設置してこれに代えることができた。この他に、国語科の教授時間数が顕著に増加し、教科目の中に手工(工作)、農業、商業等の実科と理科が加えられた。
- (4) 大正7年(1918)：教科目の中に地理が加えられ、農業、商業、手工が合体して実科となり、第5学年以上でこれを教授し、正課の漢文は変更されて随意科になった。

大正8年(1919)に台湾教育令が発布されたが、一般教育に関するものには以下の重要な規定がある。即ち、

- (1) 一般教育は公学校、高等普通学校と女子高等普通学校に分けられた。
- (2) 公学校の入学年齢は7歳以上になった。
- (3) 修業年限は原則上6年間であると確定されたが、地方の情況により短縮することができた。
- (4) 高等普通学校の修業年限は4年間になった。

---

20. 台湾総督府文教局編『昭和16年度・台湾の学校教育』台北・同編者・1942・14-16・18頁。

(5) 女子高等普通学校の修業年限は3年間になった<sup>21</sup>。

大正11年(1922)に新台湾教育令が発布されたが、周知のごとく、この法令は台湾教育の根本原則を改めて確立するものであった。大正8年(1919)の台湾教育令は「台湾人」の「学制」(教育制度)を規定する法令であり、日本人は日本本土の学制に基づき、別系統になったのである。新教育令第一条「開宗明義」は「台湾における教育は本令に依拠する」とすることにより、地理を法令範囲として、種族を対象とするのないと規定したのである。この法令により、中等学校は日本人と台湾人の「種族差別」を撤廃して、共学を実施したが、初等教育は「常用国語(日本語を常用する)」であるか否かにより小学校と公学校の区別とした。中等教育以上は原則的には日本の学制に基づき、公学校教育と師範学校教育は台湾の特別な制度を施行した。公学校に関して、新教育令第五条は次のように規定している。即ち、

- (1) 公学校の修業年限は6年間とするが、地方の情況により短縮することができる。
- (2) 入学年齢は6歳以上である。
- (3) 修業年限が6年間の公学校は修業年限が2年間の高等科を設けることができる。
- (4) 高等科入学資格者は修業年限が6年間の公学校卒業生、あるいは同等以上の学力を有する者に限定する。(この条項は省略訳文である)
- (5) 公学校には補習科を置くことができる。
- (6) 補習科の修業年限および入学資格は台湾総督府により規定される<sup>22</sup>。

1922年以後、台湾初等教育制度の最大の改変は国民学校への制度改革と義務教育の実施である。昭和16年(1941)3月29日に台湾総督府は日本本土の国民学校令に基づき、勅令第255号により、台湾教育令を改定して国民学校令とし、この国民学校令に基づき、台湾の小学校と公学校は制度改革

21. 吉野秀公『台湾教育史』台北・台湾日日新報社・1928・378-379頁。

22. 吉野秀公『台湾教育史』台北・台湾日日新報社・1928・459-461頁。

されて国民学校に改められた<sup>23</sup>。同月30日、府令により「台湾公立国民学校規則」を発布した<sup>24</sup>。1943年(昭和18年)3月23日、台湾総督府は諭告第1号により義務教育の実施を公布した<sup>25</sup>。義務教育の年齢は満6歳から満12歳の6年間であると規定した(府令第45号)<sup>26</sup>。

ここに1898年から1941年に至るまでの公学校修業年限の変更を簡単な表に整理すると次の通りになる。

	1898	1907	1912	1919	1922	1933	1941
修業年限	6年間	6年間	6年間	6年間	6年間	6年間	1・2号表8年
地方の情況による年限の短縮・延長可能範囲		4年間 8年間	4年間		4年間 3年間	4年間	初等科6年 高等科2年 3号表6年
別科開設の可否					高等科	高等科	

ここで特別に説明すべきことは、台湾公学校と小学校が制度改革により国民学校になった後、台湾国民学校規則に基づき、第一表と第二表を使用していた国民学校は初等科と高等科に分けられ、前者は6年制、後者は2年制となり、第三表を使用していた国民学校は修業年限が6年間となった。課程第一号表学校の対象は「国語(日本語)生活」を実践している家庭の学童であり、課程第二、三号表の対象は「国語(日本語)生活」を実践していない家庭の学童であることになった。修業年限が6年間である国民学校は第三号表を使用した<sup>27</sup>。ところが実際にはこの三種類の課程表の学校はまだ部族(あるいは民族)により区分しており、第一号表の学校は小学校に等しく、第二号表を使用しているものは大抵が中国人学童が就学している公学校であり、原住民学童が主である学校は第三号表を使用していたのである。

23. 台湾総督府『府報』第4150号・昭和16年(1941)3月29日・145頁。

24. 台湾総督府『府報・号外』昭和16年(1941)3月30日・1頁。

25. 『台湾総督府官報』第289号・昭和18年(1943)3月23日・67頁。

26. 『台湾総督府官報』第289号・昭和18年(1943)3月23日・67頁。

27. 『台湾総督府官報』第289号・昭和18年(1943)3月23日・70頁。

1944年現在、国民学校数は合計1099校であるが、課程第一号表を使用する学校が15校、同第二表のものが908校、同第三表のもの(修業年限が6年間である国民学校)が36校であり<sup>28</sup>、第二号表を使用している学校が最大多数を占めていた。第一号表と第二号表の学校には初等科と高等科の二種類の学級を設けることができたが、実際には、1943年度の第一号表学校の中で、初等科と高等科を同時に設置しているものが約56%、初等科しか設けてないものが約43%、高等科しか設けていないものがわずかに約1%それぞれ占めていたのである。課程第二号表学校の中で、初等科と高等科を設置しているものが約22%、初等科しか設置していないものが約78%それぞれ占めていたが、高等科しか設置していない学校は存在しなかった。換言すれば、中国人学童を対象とする国民学校は、绝大多数が依然として6年制教学だけしか提供されていなかったのである。

## 2. 原住民学童の教育施設

1922年に台湾公学校と小学校が日本語の使用状況を区分の基準に改めたが、しかしながら公学校は基本的にはやはり台湾学童を主体とし、小学校は日本学童を主体としていた。今までのところ、我われはいずれもまだ原住民の教育施設について討議していないので、原住民学童はどのような学校に通学していたのかと、読者があるいは質問するかもしれない。そこで台湾原住民児童を対象として実施された初等教育について簡略に説明する必要がある。

明治29年(1896)9月2日に恒春国語伝習所猪勝東分教場が設立されたが、これが日本殖民政府の最も初期の原住民教育施設であった。明治31年(1898)に民生部事務嘱託伊能嘉矩と栗野傳之丞が命を受けて原住民居住地を視察し、翌年に原住民に対する教化実施の重要性を主張する報告書を提出した。だが、そのまま明治38年(1905)初めに至るまで、もっぱら原住民

28. 台湾総督府『昭和20年・台湾統治概要』台北・同編者。1945；東京・原書房・1973年影印・39頁。

児童のためだけに設立された学校は存在しなかった。しかし原住民居住地に設立された国語伝習所および分教場が当然のように原住民児童の教育機関になった。国語伝習所が廃止される前、恒春、台東両庁の原住民居住地には全部で国語伝習所本校が2校、分教場が11校あり、学童782名（男740名、女42名）を受け入れていた<sup>29</sup>。

明治38年（1905）4月14日、台湾総督府は勅令第27号「原住民の子弟を就学させる公学校に関する件」<sup>30</sup>を公布し、同月25日に訓令第32号により発布された規定に基づき、修業年間は4年間、教科目は修身、国語、算術としたが、地方の情況により、農業、手工および唱歌の一科目あるいは数科目を加えることができた<sup>31</sup>。学童の年齢、学年、学期と授業日数、修業日、卒業日、修業、卒業と入学、退学は、公学校規則を準用した。その年の年度末には、原住民を対象とする公学校は計15校になった<sup>32</sup>。

大正3年（1914）4月18日、総督府は「原住民公学校規則」（府令第30号）を発布し、第一条では「原住民公学校の本旨は原住民に対して德育を施し、教えるに国語を以ってし、生活に必需の知識と技能を教授し、これを國風に化せしめることである。」と規定した。その他の主要な規定には次のようなものがある。即ち、

- (1) 修業年限は4年間とするが、ただ地方の情況により3年間とすることができる。
- (2) 教科目は修身、国語、算術、唱歌および実科である。
- (3) 入学年齢は8歳以上である。

1922年2月15日、台湾総督府は台湾教育令（勅令第20号）を交付し、4月1日に新しい台湾公立公学校規則を公布し、同月25日に原住民公学校規則を廃止して、当時存在していた原住民公学校およびその分教場が新教育令

29. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』458-468頁。

30. 台湾総督府『府報』第1688号・明治38年（1905）2月14日・34頁。

31. 台湾総督府『府報』第1696号・明治38年（1905）2月25日・79頁。

32. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』458-468頁。

により設立されたものになった。「蕃人(原住民)公学校」の名称はこれに伴い廃除された。昭和10年(1935)、原住民子弟の収容を主とする公学校は計29校、その中の24校が台東、花蓮港庁の一般行政区域内にあり、他の5校は台中と高雄両州の原住民居住地にあった。在籍児童数は5000余人、就学率は74%に達した。修業年限は4年制と6年制があり、それぞれ約半数を占めていた<sup>33</sup>。

公学校系列以外に、原住民児童教育施設には「蕃童教育所」が別にあり、その前身は日本が台湾を占領した初期に撫墾署(1896-1898)およびその後の弁務署(1898-1901)が原住民に対してその土地の情況に適応して行われた、日本語と礼儀の授業を主とする単純な教化活動にまで溯ることができる。明治35年(1902)、南部の原住民居住地の各要地に警察官吏の派出所が設置され、所員が職務を執行しながら、原住民児童を招集して、国語と礼儀作法を教授し、さらに医療・施薬活動を行なう事により、次第に同化させようとしたのである。このような警察官吏が従事した特殊な教育施設が次第に「蕃童教育所」と称されるようになった。各地の「蕃童教育所」にはまだ一定した基準がなかったために、明治41年(1908)3月13日に「蕃童教育標準」、「蕃童教育綱要」および「蛮人教育費額標準」を制定し、民政長官より原住民居住地に関連がある各庁長に向けて通牒が発せられた。「蕃童教育綱要」に基づき、教習科目には礼儀、倫理、工作農芸、手工、国語、計数法、習字があったが、手工、計数法、習字、唱歌は随意科目とされた。昭和3年(1928)1月、総務長官の通達により、教育所の規準が制定された。その第二条は「教育所の目的は児童の身体の発達に留意し、その德育を施す対しては、国民に必要な性格を涵養し、国語を習得せしめ、善良な風習に慣れせしめ、ならびに生活に必須の簡易な知識と技能を教授することにあり。」と規定したのである。その結果、教育所の修業年限は4年間、教科目は修身、国語、算術、図画、唱歌、体操および実科で

33. 台湾總督府『府報』第469号・大正3年(1914)4月18日・93頁；台湾教育会編『台湾教育沿革誌』480頁。

ある。実科は農業、手工、裁縫に分かれており、その中の一種あるいは二種を教え、裁縫は女子生徒を対象とした。昭和10年(1935)4月末、全台湾には教育所が合計183校あり、受入れ生徒は8291人で、就学率が67.59%に達した<sup>34</sup>。

ここに原住民学童教育施設の修業年限が明確に規定されているものを表にすると次の通りである。

	1905	1914	1922	1928
公学校系統 (学務部所管)	原住民就学の公学校 4年間	原住民公学校 4・3年間	公学校 6・4・3年間	
蕃童教育所系統 (警察本署所管)				4年間

### 3. 教科とカリキュラム

公学校(国民学校を含む)の教科(教科目)は設立の当初から、数回の変更を経過して、1922年に至ってようやく完備された。ここに台湾総督府『府報』と台湾教育会編纂の『台湾教育沿革誌』に基づき、1898年後の公学校と国民学校の教科を整理して表にすると、次のようになる。

年度	教科目（字体は不開講認可科目）	地方事情による増減可能科目
1898	修身、国語、作文、読書、習字、算術、唱歌、体操	
1904	修身、国語、算術、漢文、体操 (女子生徒に裁縫を随意科目として教える)	唱歌、手工、農業、商業の一或は数科目の増加可、漢文、裁縫は不開講可
1907	修業年限 6年間 修身、国語、算術、漢文、唱歌、体操 (女子生徒に裁縫を加える) 修業年限 8年間 理科、図画を加える（男子生徒はさらに手工、農業、商業の一または二科目を加える） 修業年限 4年間 (教科数の加減は総督が認可する)	修業年限 6年間 漢文、唱歌、裁縫は不開講可 (修業年限 6年間の場合は男子生徒はさらに手工、農業、商業の一または二科目を加える)

34. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』481-491・504頁。

年度	教科目（字体は不開講認可科目）	地方事情による増減可能科目
1912	<p>修業年限 6 年間 修身、国語、算術、<u>漢文</u>、理科、手工および図画、農業、商業、唱歌、体操、<u>裁縫および家事</u>（男子生徒に農業、商業の一科目を、女子生徒に<u>裁縫および家事</u>を教える）</p> <p>修業年限 4 年間 修身、国語、算術、<u>漢文</u>、手工および図画、農業、商業、<u>唱歌</u>、体操、<u>裁縫および家事</u>（男子生徒に農業を、女子生徒に裁縫および家事を教える）</p>	<p>修業年限 6 年間 <u>漢文</u>、<u>唱歌</u>、<u>裁縫および家事</u>の一或は数科目と農業、商業の中の一科目的不開講可</p> <p>修業年限 4 年間 <u>漢文</u>、<u>唱歌</u>、<u>裁縫および家事</u>の一或は数科目の不開講可</p>
1918	<p>修業年限 6 年間 修身、国語、算術、<u>漢文</u>、地理、理科、図画、実科（手工、農業、商業）、唱歌、体操、<u>裁縫および家事</u>（男子生徒に実科を、女子生徒に<u>裁縫および家事</u>を教える）</p> <p>修業年限 4 年間 修身、国語、算術、<u>漢文</u>、図画、唱歌、体操、<u>裁縫および家事</u> (女子生徒に裁縫および家事を教える)</p>	<p>修業年限 6 年間 <u>漢文</u>、<u>裁縫および家事</u>の不開講可</p> <p>修業年限 4 年間 <u>漢文</u>、<u>裁縫あるいは家事</u>の不開講可</p>
1922	<p>修業年限 6 年間 修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操、実科（手工、農業、商業）、<u>裁縫および家事</u>：漢文を随意科目に加える（男子生徒に実科の一または二科目を、女子生徒に<u>裁縫および家事</u>を教える）</p> <p>修業年限 4 年間 修身、国語、算術、図画、唱歌、体操、<u>裁縫および家事</u>：漢文を随意科目に加える（女子生徒に裁縫および家事を教える）</p> <p>修業年限 3 年間 修身、国語、算術、唱歌、体操、実科 高等科</p> <p>修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、体操、実科（手工、農業、商業）、<u>裁縫および家事</u>：唱歌と漢文を随意科目に加える（男子生徒に実科の一または二科目を、女子生徒に<u>裁縫および家事</u>を教える）</p>	<p>修業年限 6 年間 <u>漢文</u>、<u>裁縫あるいは家事</u>の不開講可</p> <p>修業年限 4 年間 <u>漢文</u>、<u>裁縫あるいは家事</u>の不開講可</p> <p>修業年限 3 年間 実科（手工、農業、商業）の一科目開講可</p> <p>高等科 図画と漢文の不開講可</p>

年度	教科目（字体は不開講認可科目）	地方事情による増減可能科目
1933	修業年限 6 年間 修身、国語、算術、国史、地理、理科、図画、唱歌、体操、実業（工業、農業、商業）、裁縫および家事：漢文を随意科目に加える（実業の一または二科目を、女子生徒に裁縫および家事を教える） 修業年限 4 年間 修身、国語、算術、図画、唱歌、体操、実業（工業、農業）、裁縫および家事：漢文を随意科目に加える（実業の一または二科目を、女子生徒に裁縫および家事を教える） 高等科 修身、国語、算術、国史、地理、理科、図画、唱歌、体操、実業（工業、農業、商業）、裁縫および家事：漢文を随意科目に加える（実業の一または二科目を、女子生徒に裁縫および家事を教える）	修業年限 4 年間 図画、裁縫および家事の不開講可
1937	漢文科目削除以外、他は1933に同じである	
1941	修業年限 6 年間 国民科（修身、国語、国史、地理）、理数科（算数、理科）、鍛錬科（体操、武道：但し女子生徒には武道は不開講）、芸能科（音楽、習字、図画、交錯）、実業科（農業、工業、商業或は水産） 初等科 教科に実業科が、女子生徒の芸能科には「家事」が加わる	

上の表に基づき、もし修業年限 6 年間の公学校を基準にすれば、我われは下記に例挙したいいくつかの重要な改変項目に帰納することができる。

- (1) 修身、国語、算術、体操は終始固定化された科目である。
- (2) 漢文は1904年から教科に組み入れられたが、しかし一貫して有つても無くてもよいという状態のままで、1937年に廃除された。
- (3) 理科は1912年に出現したが、それより固定化された。
- (4) 手工および図画（後に図画と総称された）と実科（後に実業と改称された）は1912年に出現した。

(5) 唱歌は開始されるやすぐに出現したが、不開講にされることがあった。1919年になってはじめて固定化された科目になった。

(6) 地理は1919年に出現し、日本歴史(後に国史と改称された)は1922年に出現した。

これにより、1922年に至って、台湾公学校の教科が大体整備され、日本本土の尋常小学校と一致する傾向になったと<sup>35</sup>、我われは言うことができるるのである。

教科が各時期毎に異なり、たとえ同一科目の授業時間でも固定化もされなければ変化もしないので、ここでは一々詳細に説明することができない。ただ僅かに1912年度の修業年限6年間の公学校各学年の授業時間数を例に挙げて、読者の参考に供する。

	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
修 身	2	2	2	2	2	2
国 語	12	14	14	14	10	10
算 術	5	5	6	6	4	4
日本歴史					2	2
地 理					2	2
理 科				1	2	2
図 画			1	1	1	1
唱 歌	3	3	1	1	1	1
体 操			2	2	2	2
実 科					男4	男4
裁縫家事				女2	女5	女5
漢 文	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
総 計	22 (24)	24 (26)	26 (28)	男27 (29) 女29 (31)	男30 (32) 女31 (33)	男30 (32) 女31 (33)

表の枠内の数字は一週間当たりの授業時間数を表す

出典：台湾総督府『府報号外』大正11年4月1日；府令第65号第15頁

35. 明治40（1907）年、日本の尋常小学校（六年生）の教科目には修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操、裁縫、手工があった。

#### 4. 主要教科およびその教科用書の簡単な紹介

上述した如く、台湾公学校で一貫して存在した教科は、修身、国語、算術および体操であり、その後、地理と理科が増加され、1922年には日本歴史1科目が加えられた。修身、国語、国史および地理は、1941年に制度改革されて国民学校になった後、「国民科」と総称され、戦争期における最も重要な4科目であった。ここで修身、日本歴史(国史)、地理3教科の教科書ならびに原住民学童の使用に支給された教科書もあわせて簡単に紹介する。国語科1科目だけは次の節で討議する。

明治43年(1910)、台湾総督府が「公学校修身科教授資料」三巻を発行したが、後に出了教師用書に類似しており、児童に使用させる教科書ではなかった。大正3年(1914)、台湾総督府は児童用公学校修身書の発行を開始した。以下は台湾公学校で使用された修身書である。

卷一発行年度	書名	巻数
大正3年(1914)	公学校修身書児童用	卷一より卷六まで
昭和3年(1928)	公学校修身書児童用 1930年以後書名に「第一種」を付加する	卷一より卷六まで
昭和5年(1930)	公学校修身書児童用第二種	卷一より卷六まで
昭和16年(1941)	公学校修身書児童用第一種	卷一と卷二
昭和17年(1942)	ヨイコドモ	上・下
昭和18年(1943)	初等科修身	卷一より卷四まで

ここでやや説明を加えるべきことは、『公学校修身書(児童用)第二種』は原住民学童を主体とする公学校で使用され、発行された後、元の中国人学童が使用する修身書は『公学校修身書(児童用)第一種』と改称された。『ヨイコドモ』上下二巻および『初等科修身』全四巻は、公学校が制度改革により国民学校となった後に発行された教科書であり、前者は一・二学年で使用され、後者は三年生から六年生まで使用された。児童用の『公学校修身書』が発行されると同時に、台湾総督府はまた教師用の『公学校修身書』を発行した。

前に述べた如く、大正11年(1922)、台湾公立公学校規則に基づき、教科に『日本歴史』一科目が増設され、大正12年(1923)、台湾総督府は『公学校用日本歴史』上下二巻を編纂して発行した。昭和9年(1934)、新しい台湾公学校規則に基づき、「日本歴史」科は「国史」科と改称された。翌年、歴史教科書の書名は『公学校国史』に改められたが、内容は更改されること無く、そのまま昭和12年(1937)に至って始めて本格的に改版され、教科書の本文には増補される所があった。昭和18年(1943)、文部省が『初等科国史』を出版したが、台湾の国民学校では直ちに使用されなかったようであり、翌年になってようやく総督府が改めて『初等科国史』を使用するように規定した。このため、少なくとも昭和18年(1943)までは、台湾公学校と小学校が国民学校と改称されていたが、前身が公学校であった国民学校では依然として引き続き『公学校国史』<sup>36</sup>を使用していた。ここで公学校と国民学校用歴史教科書の発行情況を表にすると次のようである<sup>37</sup>。即ち、

発行年度	書名	巻数
大正12年(1923)	公学校用日本歴史 1935年に『公学校国史』と改称	上・下二巻
昭和8・9年(1933・34)	公学校用日本歴史第二種	上・下二巻
昭和12・13年(1937・38)	公学校国史第一種	卷一と卷二
昭和18年(1943)	初等科国史	上・下二巻

次は地理、図画、唱歌三教科の教科書発行情況である。

#### 地理科教科書

発行年度	書名	巻数
大正10年(1921)	公学校地理児童用	卷一・卷二
昭和6年(1931)	公学校地理書	卷一・卷二
昭和8・9年(1933・34)	公学校地理書第二種	卷一・卷二
昭和16年(1941)	公学校地理書第一種	卷一・卷二

36. 蔡惠光『日本統治期台湾公学校の歴史教育——歴史教科書の分析』国立台湾大学歴史学研究所修士論文・2000年6月・15-19頁。

37. 蔡惠光『日本統治期台湾公学校の歴史教育——歴史教科書の分析』20頁。

**図画科教科書**

発行年度	書名	巻数
大正10年（1921）	公学校図画帖児童用	巻三、四、五、六
昭和10・11・12年 (1935・36・37)	初等図画	第一一六学年用 (全6冊)

『公学校図画帖 児童用』の巻一と巻二は未見であるが、第一・二学年学童用の教科書であったが、出版されなかつた可能性が高い。『初等図画』は全6冊(現在のところ中央図書館台湾分館第一一四学年用が所蔵されており、民間の所蔵家郭隻富氏が第五学年用を所蔵している)ある。教育所を対象とした教科書には、台湾総督府刑務局発行の『教育所図画帖教師用』巻一から巻四までの全四巻(1935)および『教育所略画帖』(1936)があり、この二種類の教育所が用いた図画科教科書の原画および指導要領はいずれも台湾画家藍蔭鼎の作品と論考である<sup>38</sup>。

**唱歌科教科書**

発行年度	書名	巻数
大正4年（1915）	公学校唱歌集	全一冊
昭和9・10年（1934・35）	公学校唱歌	第一一六学年用 (全6冊)

唱歌科には他に明治38年(1905)に出版された『唱歌教授細目』および昭和11年(1936)発行の『式日唱歌』がある<sup>39</sup>。

算術や地理などのその他の科目については研究がまだ不十分であり、教科書の情況もそれほど明瞭ではないので、ここに記述することができない。

38. 以上の図画科教科書の発行については陳譽仁氏、鄭宇航女史及び林竹君女史が提供された資料の収集と整理により出来たものである。ここに謹んで謝意を表する。付帯説明：国立中央図書館台湾館には『初等図画』第一一四学の教科書が、中央研究院台湾史研究所準備処には第五学年の複製本がそれぞれ所蔵されており、第六学年のものは林曼麗『台湾視覚芸術教育研究』(台北・雄獅出版社・2000)にその写真が収められている。

39. 賴美鈴「日本統治期台湾音楽教科書研究」(『芸術教育研究』第三期・2002年5月・所収) 42頁

ただ読者のご諒解を乞うのみである。このほかに、大正11年(1922)より公学校に修業年限2年間の高等科が開設されたため、教授する諸科目の教科書もすべて発行された。例えば、『公学校高等科国語読本』巻一～巻四(1933～34)、『公学校高等科修身書(児童用)』巻一・二(1931)、『公学校高等科地理書』巻一・二(1935～36)、『公学校高等科国史』巻一・二(1935～36)、『公学校高等科唱歌』第一、二学年用(1936)および『初等図画』等がそれである。高等科教科書の考察については、これから取り掛かるしかないものである。

### 三 国語科およびその教科書

#### 1. 国語科の沿革

##### (1) 国語科の出現

国語科は日本植民統治期の最重要科目であるといえる。だが、教科の面において、「国語」というこの語彙の持つ意味合いは変転され、最初の狭義に日本語を聞いて話すことから統合されて一教科となるまでには、一段落の歴程があったのである。

日本が台湾を占領した当初、通訳人材養成の必要性に迫られて、明治28(1895)年7月、台北県に日本語学校を開設し、日本語伝習生を募集したのが、台湾における日本語教育の始まりであるといえる。明治29年(1896)6月、「伝習国語(国語を習う)」を目的にして成立したのが国語伝習所であり、その教授科目には国語、読書作文、習字と算術があった。

国語伝習所規則に基づくと、国語を教授することは学生に日本本土で通用している言語を熟練させて、自己の考えを精確でしかも流暢に表現し、かつ他人の言語を明瞭に理解させることである。読書作文の授業は、国語の授業に随伴して、現行の普通の文字、文言、文章の読み方、作文作法および意味を熟知し、適切な言葉で自己の思想を表現し、他人の文章に通曉するように熟練させることである。習字の授業はまず姿勢と筆の握り方か

ら始め、運筆の順序、字画の構造に通曉させ、必ず速く書く方法を熟知させた。ところでその手本となる文字は、読書の授業ですでに学習したカタ仮名やひら仮名单語、数字、民間日用文字（常用字）、書簡文および公用文書に出てきた文字が充当された<sup>40</sup>。これによれば、「国語」は主として聞いて話すことを主とし、「読書作文」は読み書きを主とし、「習字」は字を書く練習を主としていたことになる。このことは植民地の情況と関連があるといわざるを得ないのである。即ち、日本本土の学童について言えば、日本語を聞いたり話したりすることを学ぶ必要がないが、台湾の学童には聞いたり話したりすることから学ばなければならぬのである。

ここにおいて、我われは振り返って日本本国「国語科」の成立過程を探求する必要がある。日本は明治5年(1872)に学制を発布し、近代的教育制度の実施を始めたが、当時の教科の中には後に出てくる「国語」という科目はなく、書き方、単語、会話、読本、書翰などの科目に分かれていた。まもなく、「読本」の重要性が次第に他の科目より際立ち始め、その内容には江戸時代の「往来物」(私塾用の教科書)、また欧米の読本(reader)に類似した形式のものも含まれていた。明治19年(1886)に新しい小学校令が発布された後、次第に読書、作文、習字の三教科に変化していった。明治33年(1900)になると、「小学校令施行規則」に基づき、これらの科目は統合されて「国語」科となり、その下はさらに「読み方(閲読)」、「綴り方(作文)」、「書き方(習字)」、「話し方(講話)」に分けられていた<sup>41</sup>。

「国語」というこの用語は、日本においてほぼ明治20年代(1887-1896)になって後、初めて特別な意味を有するようになった。ヨーロッパに留学した上田万年が明治27(1894)年に帰国して、「日本語は日本人の精神的血液である」と高唱した。彼はヨーロッパの言語学を日本に紹介して、国語学を打ち立てた重要人物であった。上田は「四千万同胞の国語」という観点から国語教育、国語政策に対して多くの言論を発表した。国語教育に関

40. 第十四から十六条まで、台湾教育会編『台湾教育沿革誌』171頁。

41. 奥田真丈『教科教育百年史』東京・建帛社・1985・219-220頁。

して、彼は「国語は極めて重要になる。なぜならば一国の教育の完成はこれを基盤とするためである。このため一国の教育の興隆を希望する者は、必ずまずこの点に注目し、その発達を十分に求めるべきである。」と述べている。国語教育は日本が成立して反映する基盤であると彼は主張したが、ここでの「国語」は「四千万同胞の国語」を指すものであり、国学者が言うところの古代日本語ではない。彼は国語調査研究機関の設置を提唱して、大日本教育会の賛同を得た。明治33年(1900)に文部省は設置準備委員会を設け、この年に「小学校令施行規則」を公布して、「国語」という新教科を設けた。二年後に国語調査委員会が正式に成立し、日本語はついに「国語」という新しい形態で出現した。小学校の新規定もまたこのような風潮の反映であった<sup>42</sup>。

明治29年(1896)、台湾国語伝習所が教科の中で「国語」という単語を使用したが、これは日本本土の小学校の先を越していた。だが、教学内容について言うと、台湾公学校は明治37(1904)年にまた日本語の各分野の学習を「国語」科に統合していた。正式に「日語」を「国語」と称したのは台湾が早く、ほとんど日本が台湾を占領するとの同時であったと、我われは言うことができるのである。しかもし台湾の「国語」科が日本本土より早かったと言えば、それは些か誤解を招くであろう。

## (2) 「国語」科の教授要旨

明治37年(1904)、台湾公学校規則改定(府令第24号)に基づき、公学校の教科は修身、国語、算術、漢文、体操となり、女子生徒には裁縫が加えられた。これより公学校成立当初の国語作文、読書、習字は統合されて一教科となった。新しい台湾公学校規則は教授規則の中で国語科の要旨は「通常の言葉と文章を知らしめ、他人の思想を正確に理解し、自己の思想を発表する能力を養成し、兼ねて智徳を啓発するにある。」と規定している<sup>43</sup>。

大正元年(1912)、台湾公学校規則が再度改定(府令第40号)され、国語科

42. 奥田真丈『教科教育百年史』243頁。

43. 台湾総督府『府報』第1492号・明治37年(1904)3月11日・26頁。

の教授要旨は「通常の言葉と文章を教授し、それを正確かつ自在に応用せしめ、兼ねて智徳を啓発して、特に国民精神の涵養を支援することである」<sup>44</sup>と規定された。教学の要旨の中に「国民精神涵養の支援」が加えられ、ここに至って国語は国民精神涵養のための重要な教科になった。大正11年(1922)、台湾公立公学校規則（府令第65号）の規定は、その後そのまま「国民学校令」発布(1941)前までの教授要旨およびその教授内容を確立したのである。その第二十五条は次のように規定している<sup>45</sup>。即ち、

国語の要旨は、通常の言葉と文章を知らしめ、思想を正確に発表する能力を養成し、兼ねて知徳を啓発し、特に国民精神の涵養を資助（支援）するにあり。

国語はまず主として説話（会話）をする方法に基づき、近易な（分り易い）口語を教授し、漸次閲讀（読み方）、写字（書き方）、作文（綴り方）を教え、進んでは加えて平易な文言文を教える。

高等科においては、程度がやや深い説話、閲讀、写字、作文を課する。

国語は平易でなるべく模範となるものを選択し、その材料は修身、歴史、地理、理科、家事およびその他生活上必須の事項でしかも趣味の饒富（興味溢れる）なるものより取る（採用する）。

国語を教授するには努めて経常的にその意義を明瞭ならしめることを求め、ならびに発音、語調を正確、流暢、雅馴（上品）ならしめ、かつその用法に熟練せしめる。

写字は実用を旨とし、仮名および漢字を練習せしめ、漢字の書体には楷書、行書の二種あり、高等科では草書を加える。

作文は主として口語体を使用し、その行文（文章作法）は努めて趣旨明瞭なるべし。

説話、閲讀、作文、写字は、おのおのその主（教学主旨）とするこ

---

44. 台湾総督府『府報』第87号・大正元年（1912）11月28日・116頁。

45. 台湾総督府『府報・号外』大正11年（1922）4月1日・11頁。

ろにより、教授(授業)時間を区別することを得(できる)、努めて相互間の連携を特に注意すべし。

この規定は大体において同時期の台湾公立小学校規則の国語科の規定と同じであるが、小学校の規定の中に「その他の教科を教授する際、経常的に語言(言葉)の練習と文字の書き方に注意すべし」(第19条)<sup>46</sup>の一項目が多い。この条文は大正11年(1922)の公学校規則改定前に存在したものであるが、なぜ新しい「台湾教育令」公布後の台湾公立公学校規定にそれが見られないのか、その理由が分からぬ。大正10年(1921)に台湾公学校規則が改正され、第十一条の最後の一項目で「その他の教科を教授する際、経常的に国語の練習に注意すべきであり、文字を書写する時その字形および字行(字並び)を正確にさせるべし」<sup>47</sup>と規定している。いずれも同様に日本語の練習を指すものであるが、小学校の規定では「語言」という単語を用い、公学校のそれでは「国語」という単語を用いている。

### (3) 国民学校と「国民科」

昭和16年(1941)3月1日、日本本土では勅令第148号により「国民学校令」を公布し、台湾総督府もまた同年3月29日に勅令第255号により「台湾教育令」を改正し、台湾の「初等普通教育は国民学校令による」と規定し、全島小学校150校と公学校(分教場を含む)820校は一斉に国民学校と改称された<sup>48</sup>。国民学校令第一章第一条の冒頭には「国民学校の目的は皇国の道に遵則し、初等普通教育を実施し、国民の基礎的練成を育成するにある」<sup>49</sup>が掲げられている。これは日本近代学校制度創立以来の大変革であり、「教育」を目的とせずに、「練成」を目的にしているのである。「練成」とは「磨鍊育成(鍛錬して育成する)」の意味であり、「皇国の道に基づき、児童のすべての能力を正しい目標に集中させて、国民的性格を育成強化す

46. 台湾総督府『府報・号外』大正11年(1922)4月1日・2頁。

47. 台湾総督府『府報』第2360号・大正10年(1921)4月24日・73頁。

48. 佐藤源治『台湾教育の進展』台北・台湾出版文化株式会社・1943・161頁。

49. 鈴木博夫編著『原典・解説 日本教育史』東京・日本図書文化協会・1985・294頁より引用。

る」という教育方法であり、通常は「皇国民の練成」というこのようなフレーズで出現するため、「練成とは皇國臣民の資質を鍛錬して育成することである」<sup>50</sup>ということができる。文部省が国民学校令を説明した訓令の中に国民学校とは「皇国民の練成を主眼とする」「修練道場」<sup>51</sup>であると、明白に述べているのである。

国民学校は各教科を統合して五教科とし、それぞれ国民科、理数科、体鍊科、芸能科および実業科に分けた。その中の国民科には修身、国語、国史および地理の四科目が含まれている。

国民科の要旨は「(学童)にわが国(日本)の道徳、言語、歴史、国土国政などを習得せしめ、特に国体の精華を鮮明にし、国民精神を涵養して、皇國の使命を自ら覺らしめる」にある。ここで言うところの「皇國の使命」とは、修身科においては即ち「皇國の道義的使命」であり、国史科においては即ち「皇國の歴史的使命」であり、地理科では他でもなく「皇國の東亜および世界における使命」である。このほかに、「皇國に生まれた喜悦を感得せしめ、敬神、奉公の真義を体得せしめるべきである」、「わが国の歴史、国土が優秀な国民性を育成しうる原因を知らしめ、同時にわが国文化の特質を鮮明にし、その創造的發展に尽力する精神を養成する」ならびに「その他の教科と協調して、政治、経済、国防、海洋等に相関連する事項の教授に留意すべきである」<sup>52</sup>という言辞が挙げられる。

国民科国語の教授目標は、日常の国語を習得せしめ、その理解力と発表力を養成し、国民の思考と感動を透過し、以って国民精神を涵養することにある。国語は閲読、会話、作文および写字の四部分に分けられた。国語科の教學においては、努めて国語の生活化を求め、閲讀(読み方)は「児童の生活態度から出發し」、会話(話し方)は「児童の自由な発表」を奨励し、

50. 寺崎昭雄編『総力戦体制と教育——光国民「練成」の理念と実践——』東京・東京大学出版会・1978／1988・5頁。

51. 奥田真丈『教科教育百年史』174頁。

52. 台湾総督府『府報・号外』昭和16年（1941）3月30日・1頁。

作文(綴り方)は「児童の生活を中心とする」<sup>53</sup>ということは、日本の大正以来の新教育運動の遺産であると言うことができる。

## 2. 「国語」読本の梗概

### (1) 「国語」読本の発行とその時期区分

1900年以前、台湾にはまだ統一された「国語」読本がなく、国語伝習所と公学校で使用されていた教科書は各種様ざまであり、内地の小学校が使用している教授書があれば、また総督府が編集した「台湾適用」を書名に付けられた各種の教科用書があった。例えば、『台湾適用国語読本初步』、『台湾適用書牘讀文(文書書簡文)』等<sup>54</sup>がそれである。その中でその後に出た国語読本の内容的構成が最も類似しているのが『台湾適用国語読本初步』であり、上冊は明治29年(1896)に発行されたが、下冊の発行は見られなかった。

明治34年(1900)より、台湾総督府が『台湾教科用書国民読本』全十二巻を発行し、その後四回の修訂と改版が行われた。もし日本本土の国定教科書の時期区分方式に倣うと、台湾総督府が発行した国語読本を五期に分け、ならびにこれを(台湾総督)府定国語読本と称するがあるいは許されるかもしれない。

ここに台湾総督府が相前後して発行した五期にわたる国語読本の刊行資料を表にすると次頁のようになる。

その中で第一期の国語教科書『台湾教科用書国民読本』が発行されたとき、日本本土ではまだ国定教科書制度が実施されておらず、このため、植民地台湾は日本本土より一步先んじて、文化教育を主管する民生部により統一された教科書が編纂されたということができる。第二期以降、台湾の国語読本の出版はそれぞれ日本本土の各期国定教科書よりやや遅れかつその影響(編纂趣意書の中に、某某課は小学校読本より取材するという文言が経

---

53. 台湾総督府『府報・号外』昭和16年(1941)3月30日・2頁。

54. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』173・206-207頁。

時期区分	初版発行年度	読本名称	巻数
第一期	明治34年（1900－02）	台湾教科用書国民読本	卷1－12
第二期	大正2－3年（1913－14）	公学校用国民読本	卷1－12
第三期	大正12－15年（1923－26）	公学校用国語読本 1930年以後書名に（第一種）が付く	卷1－12
	昭和5－8年（1935－38）	公学校用国語読本（第二種）	卷1－12
第四期	昭和12－17年（1937－42）	公学校用国語読本（第一種）	卷1－12
第五期	昭和17年（1942）	コクゴ・こくご	1－4
	昭和18－19年（1943－44）	初等科国語	1－8

的な見られるようになる)を受けた。『国民読本』を発行すると同時に、台湾総督府もまた『国民読本参照国語話し方教材』卷一より卷六までの全六卷、『台湾教科用書国民習字帳』卷一より卷十二までの全十二卷をそれぞれ出版して、それぞれ会話科の参考書と習字科用の練習本にした<sup>55</sup>。

この外に、ここで提起すべきことは原住民学童を対象とする『蕃人読本』のことである。前に提起した如く原住民公学校と原住民児童教育所にはすべて特定の教科書がなく、日本の文部省編纂の尋常小学読本あるいは台湾総督府の公学校国民読本のいずれかを利用していた。しかし人種、言語、気候風土および風俗習慣上の違いにより、この二種類の読本は言うまでもなく原住民学童に適合するものではなかった。このことに鑑みて、台湾総督府は大正3年（1914）10月に『蕃人読本』の編纂を議定して、委員を任命し、教材を決定し、ならびに特別設置の教科用書審査委員会の審議と検討を経て、大正4年（1915）3月30日に卷一と卷二を発行し、翌年2月29日に卷三を、同3月29日に卷四をそれぞれ発行したのである<sup>56</sup>。

## （2）装丁と編纂執筆方式

第一期教科書『台湾教科用国民読本』は、装丁では、画仙紙を半分に折り、穴を4個開け、一本の紐で和綴じされた、いわゆる四つ目綴りの「和

55. 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』393－394頁。

56. 台湾総督府「蕃人読本編纂趣意書」台北・同編者・1916・1－2頁。

綴じ本」であり、黒色の表紙には交叉した丸いす黒い文様が付けられていた。左側に貼られた題簽は白地に黒い楷書体の文字であり、本を開くと、内表紙には4段に分かれた文字があり、最上段は「台湾教科用書国民読本」という書名があり、その下に巻数、そのまた下に頁数、最下段には出版元になった「民生部学務課」が明瞭に注記されている。本文中には多くの挿絵が挿入されており、挿絵と文字はいずれも木版印刷されたものである。

このシリーズの教科書編纂執筆方式は当時最も流行したF. Gouinの言語教授法を採用し、第一巻冒頭に五十音図を提示、ならびに台湾語(閩南語)の八声符号を並べている。Gouin氏が実際生活の中からの言語学習を主張したことにより、日常生活で遭遇した文から授業を開始している。巻一から巻四までは、教科書本文以外に、各課には別に「応用」と「土語読み方」(台湾語発音法)2項目を付けており、巻五と巻六には両者が交互に挿入されていたが、巻七以上では「応用」はもはやなく、「土語読み方」も極めて少なくなっている。言語素材の面では、巻六以前では会話課が配置され、主として日常会話を教授しており、巻七以後では道徳と一般常識の授業を主としており、多くは皇室、愛国、忠君、迷信、衛生等に関する教材を選択している<sup>57</sup>。

大正元年(1912)、台湾公学校規則が改正され、教育内容の規定は小学校のそれに接近した。「編纂趣意書」に基づき、台湾総督府は「時勢の変遷と実際的教授の経験に鑑み」<sup>58</sup>、大正2－3年(1913－14)に新しい国語教科書の発行を開始したが、依然として『国民読本』という書名を用いた後に、『公学校用国民読本』と改題された。この時、日本本土ではすでに国定教科書制度を実施していたため、このシリーズの国民読本は、句読法、仮名用法(歴史的仮名遣いを改めて用いている)、用紙、表丁、各頁の行数

57. 国富種丈「台湾における国語教育の展開」台北・第一教育社・1931；東京・冬至社・1996年影印・210－211頁を参照。

58. 台湾総督府「公学校用国民読本巻一より巻八までの編纂趣意書」(『台湾公学校教科書編纂趣意書第一編』台北・台湾総督府・1913に所収) 1頁。

と字数等を含む体裁面においては、多くは国定読本を模倣し、低学年の毎課の最後に掲載されていた「応用」と「土語読み方」は廃棄された。読本は前の時期の和綴じ本装丁から洋綴じ本装丁に改められ、表紙は茶褐色の模造紙になり、中央には黒色楷書体で書名の『公学校用国民読本』が、『公学校用』と『国民読本』の二行に分けて印刷されている。書名の下には「卷一」等のように巻数が表記され、左側には『台湾総督府』の五字が印刷されている。各頁は黒い枠線で囲まれており、教科書の本文はその枠内に収められ、枠外右下角には「読一」等の字が、左下角には頁数が示されている。「読一」は『公学校用国民読本』卷一の略称である。文中には多くの挿絵があり、文字は活字印刷され、挿絵は亜鉛版印刷されている。

この時期の読本は、教材の編纂配列順序が単語の教授から始められ(卷一は「ハナ、ハタ、タコ、イト……」から教え始めている)、その次に文、さらにその次に簡単な文章をそれぞれ教えている。この時に刊行された「編纂趣意書」の中では、教材を道徳に関する教材と知能に関する教材とに分けている。前者はまた国民的道徳、一般的公徳、私的道徳に、後者は博物、理科、衛生、地理、実業、家事、社会等の項目にそれぞれ分けている。古い前の国民読本と比較すると、新しい国民読本は道徳に関する教材が増加する傾向にあり、とりわけ国家道徳方面の課数増加の比率がさらに顕著になり<sup>59</sup>、日本の国定第二期教科書の特徴を顯示しているが、これは日本における日露戦争後の国粹主義が高揚したことの表れである。

このシリーズの国民読本が使用されてまもなく、時勢の変遷(「台湾教育令」の公布、地方制度の改革などを含む)により、また改定の要求が出た。大正12—15年(1923—26)に新教科書を発行し、書名を『公学校用国語読本』と改称した。この本は装丁面では第二期のそれに類似して、表紙は薄グレイ色の毛辺(唐紙；竹の纖維製の習字用紙)模造紙を用い、本の背には

59. 新国民読本の総課数は220課で、道徳教材が74科（その比率は34%）あり、旧読本総課数は183課で、道徳教材が56か（31%）である。その中で国家道徳が道徳教材に占める割合は、新読本が49%、旧読本が45%である。

黒い布が貼り付けてある。表紙中央に楷書体で書名が「公学校用」と「国語読本」の二行に分けて印刷され、その下には巻数が示され、さらにその左下には「台湾総督府」の五字があり、昭和5年(1930)以後に出版された本には右下に「第一種」あるいは「第二種」の文字がある。この読本の文字と絵図はすべて石版印刷であるが、紙面は甚だ奇麗である。

「編纂趣意書」に基づき、公学校の国語教学は、入学最初の6週間は教科書を使用せず、文字を教えず、ただ実物と掛図を用いて日常に必要な単独の字を教え、読本は第7週になってようやく使い始めている。このシリーズの教科書は昭和12年(1937)まで使用されて、やっとまた新しい国語読本が発行されたので、最も長く使用された教科書であるということができるるのである。分量においては前の時期の読本より二倍前後多くなり、程度も顕著に引き上げられ、特に巻五以降では内容が日本の国定教科書の程度に接近している<sup>60</sup>。

「編纂趣意書」に基づき、この時期の巻五から巻八までの教材は八種類に分けられている。即ち、修身、歴史、地理、理科、家事、国民、実業および文学の教材にそれぞれ分けられている<sup>61</sup>。このような分類は文部省が発行した『尋常小学国語読本』の編纂趣意書の分類に習い、その中には重複が免れがたいあるいは明確に区分しがたい箇所があるが、この分類によれば、教育関係当局の題材方面における配分と選択の方針がおよそ知りうるのである。挿絵の方面においては、数量が前の時期の読本より多くなり、かつ可能な限り挿絵を活用して、児童の能力に適合させている。この他に、絵図中の人、服装、家屋などは「努めて社会の実情に適合することを求める」、また顕著に「内地風」(日本風)の事物を増加させている<sup>62</sup>。このシ

- 
60. 台湾総督府「公学校用国語読本第一種編纂趣意書」台北・台湾総督府・出版年度欠落・1-6頁。
  61. 台湾総督府「公学校用国語読本第一種巻五より巻八までの編纂趣意書」台北・台湾総督府・出版年度欠落・4-5頁。
  62. 台湾総督府「公学校用国語読本第一種編纂趣意書」台北・台湾総督府・出版年度欠落・6頁。

リーズの読本は大正自由主義教育思想の影響を受けて、児童の心理を重視し、児童の日常生活との関係が密接な教材を採用し、文章も説明文より描写文を重視したものとなり、会話の教材も増加した。

昭和12年(1942)、第四期教科書『公学校用国語読本』の出版が開始された。第四期読本の装丁面における最大の改変は表紙にあった。表紙は本来のモノクロから重ね刷りの多色印刷に変わり、表紙の用紙は薄グレイの厚紙に変わり、コーヒ色のバナナの図案が印刷され、バナナの花とバナナの実がアーチ状になっており、黒色の書名が中央に置かれ、その配列方式は第三期と類似している。背表紙には赤紫色の塗料が塗られた布地が張られている。このシリーズの読本のもう一つの最大の改変は、巻一から巻五までの挿絵がすべてカラーとなり、日本の国定教科書と同じになり、絵図と文字はオフセット印刷になり、カラーは三色印刷であった。

『編纂趣意書』に基づき、新読本の分量は増加し、程度はさらに引き上げられた。教材面においては「国民精神の涵養に資し、(学童に)公民須知(常識)および産業交通に関するものを体得せしめるべき」教材が特別に増加された。低学年の教科書本文は主として児童の生活から採取され、かつ童話、神話と伝説の類も以前の読本より増加した。この他、地方の情況により、処理するのに困難な教材はできるだけ避けて、普遍的な教材を採用するように改められた。配列においては季節の問題も同じように処理された<sup>63</sup>。

注意すべきことは、台湾府定第四期教科書が周囲に同調しておもねるようすに日本国定第四期教科書に準拠しなかったことである。昭和8年(1933)、日本本土では「サクラ読本」の名称で有名な国定第四期読本の使用を始めた。第一巻をひとたびめくると、そこには桜の花が原野に咲いている、2頁にわたる色彩画が見られ、その本文の内容は「サイタ、サイタ、サクラガサイタ」であり、これまでの単語「ハナ、ハト」から教え始める

63. 加藤春城「公学校用国語読本巻一・巻二編纂趣意（上）」「台湾教育」第419号・1937年4月・9頁。

方式とは打って変わり、最初から完成された文を教授しているのである。

これは児童の心理と生活を重視した新しい教育思想に基づき編纂されたものであるが、他方では、また満州事変後の高揚した国家主義思想を反映していた。このシリーズの読本は以前の読本とは極めて顕著な差異があり、発行後はすこぶる好評を博した。公学校読本はこの時の改定に際して、決して小学校国語読本の編纂方式を模倣しなかったのである。これは何故だろうか。総督府の図書監修官の加藤春城は次のように述べている<sup>64</sup>。即ち、

然しながら、その理由は諒解し難くない。卷一において国定式の韻文で始めていないことは、語彙を学習し始めた公学校の児童に対して言えば、このような韻文を教えることは、単に無意味であるばかりでなく処理するのに非常に困難だからである。さらに、教材の選択においては、児童の心理的要要求を重視し、児童の情緒を刺激して陶冶するのに適した教材を選択すべきである。しかし、常識上、提供された各種の教材を採用するという総合的観点を完全に廃棄することができなかつた。これは文化面から見て、台湾はいまだなお啓蒙期に属しているためである。この時期の読本の使命は一意にただ児童の文学読本の立場から教材を選択できるか(否、それはできない)？しかもその上に、公学校の読本であるために、忘却できない要件は公学校の児童に国語を教授する適切な教材である。小学校国語読本の編纂様式を直接的に外地の読本に採用するのは、決して妥当なことではない。この一点に関して、当該読本を編纂した文部省の井上監修官は、同年2月に発行された国語教育における小学国語読本編纂史の中で次のように書いている。即ち、

「小学校国語読本は日本国民の子弟の国語教育を対象として編纂されたものであり、決して外国人に日本語を教えるために編纂したものではなく、また植民地の第二世代あるいは第三世代のために編纂したもの

64. 加藤春城「公学校用国語読本卷一・卷二編纂趣意（上）」『台湾教育』第419号・1937年4月・12-13頁。

のではない。……国語読本はわが国(日本)国民のために編纂された読本であり、満六歳以前にわが国で成長して、日常的国語を習得し、さらに一步進めて当該年齢程度の児童の言語を教養として仕付けて陶冶することを考えた読本である。新しく日本語を学ぶ人あるいはまだ若干の日本語の単語や片言しかできない第二世代第三世代は、当然異なる編纂方式に基づくべきである。このため、もし語法において相当に緻密である人でなければ、決してその効果を發揮することができない。」

ここで指摘されている植民地はおおむね日本人移民が多いカリフォルニア州、ハワイ、ブラジルなどの地域である。最近これらの外地に居住している日本人の子弟のために編纂された日本語読本は、小学校国語読本を経常的に模倣している。然しながら、その文脈から推察するに、台湾あるいは朝鮮等の地域の読本ももちろん適用されるのである。このことから総督府の図書監修官達が小学校の「サクラ読本」を模倣しなかったことは一度考慮してしかるべきことである。台湾はいまだ必ずしも加藤春城が言う如く「文化的啓蒙時代にある」のではないか、しかし台湾の児童は入学前には日本語を使用しておらず、その生活周辺もまた非日本語環境であることもまた事実である。したがって日本人児童に適合した読本は確かに台湾児童に適合すると考えられない<sup>65</sup>。これより、日本本土の国語教科書が文学読本としての角度から編纂執筆される時、台湾の国語教科書は依然として言語読本としての角度から編纂執筆されているのである。

昭和17年(1942)、国民学校国民科国語読本の出版が開始され、第一学年

---

65. 日本殖民政府が台湾人を蔑視して、台湾人が就学する公学校の教育程度を低下させようとするのを批判するのによく挙げられる例は、他でもなく小学校の教科書本文が文から始まるのに、公学校のそれでは却って单語から始められるというものである。だが実はこれは第四期国語読本よりやっと始まることであり、これ以前では、小学校読本もまた「ハナ、ハタ」から始めていたのである。しかもその上に文から始める教授法は、言語教育方式に関連するものであり、純然たる「程度」という問題ではない。公学校の程度は小学校の程度より低いことは事実であるが、しかしその角度から検討あるいは検証すべきかについては、さらに考慮する必要がある。

が『コクゴ』一・二を、第二学年が『こくご』三・四を、第三学年以上が『初等科国語』一から八までをそれぞれ使用した。これは戦況が緊迫化した情勢下で編纂された読本であり、日本の対外戦争に呼応する必要性により、内容には戦争を鼓吹し、士気を鼓舞する文章が極めて多い。日本本土の国民学校低学年が使用した国語科教材は『ヨミカタ』と『コトバノオケイコ』一から四までであり、第二学年で平仮名を用いた。このことからまた日本と台湾は言語学習環境が異なることにより、異なる教材および教授法を使用する必要が生じたのは、特に低学年においてであったことを看取する事ができるのである。

第五期読本の最大の異同は同一シリーズのものに二種類の異なる名称を付けた事である。一・二学年用の4冊の読本は「国語」と称し、一と二の書名はカタカナを用いて『コクゴ』とし、三と四には平仮名を用いて『こくご』とした。第三学年から使用される読本は『初等科国語』と称され、全8冊である。『コクゴ』と『こくご』の表紙には一群の小鳥が水を飲んでいる可愛い図案であり、ベージュ色の模造紙の上にこげ茶色と薄緑色の二色の精巧な色刷りであり、書名はこげ茶色、図案は薄緑色である。『初等科国語』の表紙はベージュ色の厚紙に薄緑色の蝶々と草花の図案が精巧に色刷りされており<sup>66</sup>、書名は黒色である。第五期読本はただ一から四までの挿絵のみがカラーであるが、その他はモノクロである。絵図と文字はすべてオフセット印刷であり、カラーは四色印刷である。この期の挿絵で写真製版印刷の使用が始まった。

五期の国語は合計60冊あり、かなりの数の挿絵が収められている。初期の挿絵はモノクロ印刷であったが、第四期からカラーの挿絵が出始めた。これらの挿絵は教科書の本文と呼応して、森羅万象を包括し、その質にはかなりの見るべきものがあり、それらに反映された時代の変化および植民

---

66. 唯一の例外が「初等科国語」8で、表紙に図案は同じであるが、色が黄色になっている。異なる「刷」あるいは異なる「重刷」か否かについては今後の調査を待つものである。

地支配者の規範的意図は、非常に研究するに値するものである。

## 結　　語

近年来、日本植民統治期の台湾歴史が、学界あるいは民間のいずれを問わず、人びとの注目を浴び、甚だしきは論争の焦点の所在になっている。ますます多くの研究により、日本植民地教育が植民地教育を受けた台湾人に対して大きな影響を及ぼしたことが明らかにされた。これらの影響は翻って各種の方式で社会と歴史の歩む方向に対して影響をもたらしている。台湾史の研究者として、我われは今日、真正面からこれらの影響を如何に測定するかという重要な課題に対応している。

教育の影響を研究しようとなれば、まず教学の内容を理解しなければならない。日本が台湾において小学段階の教育(初等教育)を実施したが、もし1896年に国語伝習所が設置された時から計算すれば、日本の台湾における植民地支配と相終始して連携しているということができる。植民地教育の内容はもちろん教科書だけに限定されるものでないが、しかし教科書は生徒の主要なる学習の拠り所である。このため、教科書の内容の理解は我われが日本植民地教育を研究する最初の仕事である。国語科は日本が台湾において初等教育を実施した中で最重要科目であり、時間割に占めた授業時間数が最も多く、読本に網羅された内容も最も広範囲にわたり、分量も最も多い。このため、それは我われが日本植民地教育の内容と影響を研究する上で、最も重要な資料の一つなのである。

現在までのところ、台湾学界にはすでに国語読本を対象とする論文が数編ある。だが、五期分の国語読本を網羅することが困難である。特に後の両時期の若干の教科書は、2002年冬以前において、それらを閲覧できた学者は少ない。このため、全面的あるいは周到な研究に従事したとは言いたいのである。過去数年間に、公学校国語読本が写真版復刊されたことを契機として、台湾教育史研究会は台湾と日本の学者、民間の所蔵家およ

び日台の両博物館の協力援助を得て、全五期60冊の国語読本をすべて収録したのである！我われは全五期教科書をすべて収集することに対して深い絶望感を抱いていた時期があり、まだ見ることのできない三冊の読本はもはやこの天地の間に存在しなくなったのではないかと考えていた。しかしながら幸運なことであろうか、ついに日本の玉川大学教育博物館で「問世(本来は「出版する」の意だが、ここではこの世に存在していたことを意味する)」したのである。各界人士の協力援助については、呉文星教授が序文において一々説明されているので、ここでは繰り返さない。要するに、国語教科書60冊が復刊されたことは非常に得がたいことであるので、我われはこの復刊本が発行された後、さらに多くの精彩でかつ深く掘り下げた研究が噴出しうることを期待している。もしもこのような結果になれば、これこそが我われのこの復刊計画に助成された各位人士に対する最も素晴らしい報恩である。

付記：本文の国語読本の装丁、印刷、用紙などの専門知識については南天書局魏徳文氏のご教示を受けたものである。ここに謹んで謝意を記す次第である。

## 『台灣教科用書國民讀本』と『公學校用國民讀本』

蔡錦堂（淡江大学歴史学部副教授）

### 一、『台灣教科用書國民讀本』分析

『台灣教科用書國民讀本』は台湾総督府民生部学務課が編纂の責任を負い、明治34—36年(1901—1903)に陸續と出版され、大正2年(1913)まで使用し続けられた。編纂者は杉山文悟と大矢透であった。このシリーズの教科書は計12冊あり、第一学年から第六学年までの使用に提供された。最初の三冊は完全に片仮名で書き上げられており、第四冊より平仮名を教授し、第五冊以後に始めて漢字が出現し、教科書本文もまた平仮名、片仮名と漢字混交体方式で編纂執筆された。

このシリーズは完全に発音に基づいて表音(即ち所謂「表音的仮名遣い」)した教科書であり、その構成は非常に特殊で、多くの課には「本文」、「応用」、「土語読み方(台湾語読み方)」の三部分で構成されている。「応用」部分の多くは「本文」の文脈あるいは文法と関連している。「土語読み方」は即ち日本語の仮名を借用して、台湾語の八音を表示しながら、台湾語(閩南語)の読み方を明記しており、内容は本文に呼応しているものがある。教科書中の挿絵はまた依然として当時の辯髪している台湾人男性や纏足をした台湾風の女性の人物像をあからさまに提示し、あるいは台湾式服装、家屋内の装飾、風景等を表示した台湾的風格を表すものが多い。日本語の文字による「土語読み方」との組合せ、台湾風の挿絵、加えて教科書本文中的人物名に「阿金」、「阿玉」等の類の多用が、「植民地台湾的色彩」を深く刻み込んだこのシリーズの教科書の特徴を際立たせている。

このシリーズの教科書の内容は、もし唐沢富太郎『教科書の歴史——教科書と日本人の形成』の分析法を倣うとすれば、教科書本文のおおよその傾向を文学、歴史、科学、実業、社会（一）、社会（二）、皇室、国家、生

活（一）、生活（二）などの十大項目に分類できるが、今は単純化を求めるために、各課毎の重点を帰納して、一課はただ一項目だけにしか帰属させないとすれば、下記の表のような結果をうることができる。即ち、

表一 《台湾教科用書国民読本》内容分析表

教材 内容	課 数	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	合 計	百分 率 %	
		冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊		
文学	童謡、詩歌、寓話趣味、遊戲等			4	3	5	3	3	2	1	3	1	2	27	14.8	
歴史	歴史故事、伝説伝記、その他				2	1	2		2	3	2	2	3	17	9.3	
科学	地理、博物、物理化学等			1	2	6	4	9	6	9	9	5	5	56	30.6	
実業	産物、工業、商業農業								4	1	2	5		12	6.6	
社会 (一)	家、学校、郷土、祝日年度行事			2	1	2	5	1	1	1	1		2	16	8.7	
社会 (二)	政治、経済、法律 その他												2	2	4	2.2
皇室 関係								1	2	1	1	1		1	7	3.8
国家 関係	軍事、戦争等を含む								1		1	3	3	8	4.4	
生活 (一)	一般生活、その他			7	5	2	1					1		16	8.7	
生活 (二)	道徳、礼儀、衛生 その他			3	4	1	2	3	1	3		1	2	20	10.9	
合 計			17	17	17	18	18	18	19	19	20	20	183	100		

表一に基づき、科学的内容(地理、博物、物理、化学等)が教材全体の30.6%(183課中の56課)を占めて、その比率が最も高い。その次が文学方面の教材(寓話、童謡、遊戯等)が、14.8%を占め、さらにその次が生活(二)(道徳、衛生、礼儀等)、歴史(歴史故事、伝説、伝記等)、生活(一)

(一般生活、その他)、社会(一)(家庭、郷土、学校、生活行事等)、実業(産業、工業等)、国家、皇室、社会(二)(政治、経済、法律等)の順位になっている。

科学方面に関連する内容が極めて高い比率を占めていることは、我われが注目すべき一つの現象である。もし6.6%を占める実業方面的教材も合併して計算すると、両者は——これを「実学性」と称することができる——合計37.2% (183課中の68課)を占め、教科書全体の三分の一を超過することになる。これは日本が統治した初期、植民地台湾で「資本主義化」の将来計画的な作業をどのように施行して、「開化啓蒙」を行い「実学人材」の基盤育成の基礎固めをしたかを了解する上で、極めて大きな啓示を与えるものである。

文学方面的教材は計27課あり、第二位の高い地位にある。このような現象は一般的な国語教科書には普遍的に存在するものであり、同時にまた児童を中心とする教育思想の表れでもある。ところで生活方面に関する教材は、この時期にはまで「修身」教科書がなかったため、国語教育もまた同時に修身教育の責務を担っていた。だが実は歴史方面的教材は大方が人物の伝説、伝記であり、全般的に勤勉、節約の類から免れがたいものであり、これらの内容もまた修身教育と互いに密接な関係があったのである。

このシリーズの教科書にある皇室、国家等の所謂国家主義方面的教材はそれほど突出しておらず、分量の面ではただ7課(3.8%)と8課(4.4%)を占めるだけであり、あるいはこれもまた日露戦争前では、日本の国家主義あるいは帝国主義がまだ興隆する時期に突入していなかったことの表象であったかも知れない。

このシリーズの教科書は厳格に言うと「総合読本」叢書であり、その内容方面には実学教材を重視する傾向があり、皇室、国家関連の教材はまだそれほど高い比率を占めていなかった。以下に若干の実際的内容を取り上げて、実学、皇室、国家及び台湾に関連する叙述、教科書に出現する人物から、この教科書の性質について考察することにする。

## 1. 実学性教材

例えば「郵便」(第六冊第十六課、以下 6 : 16 と略す)、「預金」(10 : 6)、「蒸気機関車」(7 : 13)などは文明開化・啓蒙に関する教材である。「郵便」という課は郵便とはいかなることであるかについてはまで詳述していないが、実際的利益の観点から学生に「まもなく、返信が本当に来ました」と伝えることにより、学生に「郵便」の便利さを理解させており、かつ知らず知らずに台湾の学生に習字という教科を学ばせ、手紙の書き方を理解させること(8 : 8 と 10 : 15 が呼応して「一通の手紙」の書き方を教授している)の日常生活の重要性を教えている。「預金」という課は学生にお金を「郵便局あるいは銀行に預け入れる」と利息が付くことを教え、学生に預金通帳の意義および貯蓄の利点を理解させている。郵便、手紙、貯蓄以外に、近代文明社会のさまざまな機構もまたこの教科書が教授する重点の一つであり、第十冊第七課の「商業」と第十一冊第十三課の「工業」こそがその顕著な例である。

物理、化学、博物の類に関する教材、例えば「蒸気」(7 : 12)、「雨」(8 : 13)、「人体」(9 : 12)、「熱気球」(11 : 4)、「太陽」(11 : 5)、「草木」(11 : 6)、「電気」(12 : 12) のように実例が少なくない。例えば「雨」という課では、「空に何故水蒸気が存在しうるのか」について詳細に説明する以外に、長い辯髪をした子供がガラスのコップを持ってフラスコの上にかざして、水蒸気が凝結して水になる実験をしている挿絵が付け加えられている。このような教学内容は疑いもなく啓蒙教育の機能を發揮させているのである。

この他に物産、工業等の実業方面に関する教材は上述の「商業」、「工業」以外に、「砂糖」(6 : 12)、「商人」(8 : 4)、「紡績品」(9 : 16)、「石炭」(10 : 16)、「塩」(11 : 7)、「樟腦」(11 : 14)、「博覧会」(11 : 15) 等がある。砂糖、塩、樟腦は台湾の三大特産物であり、教科書本文中でその生産方法および製造工程に対して詳細な説明を行っている。これらの基礎知識の注入は、学童の頭脳の中に実業方面の概念を植えつける上で当然すこぶ

る有益である。

## 2. 皇室、国家に関する教材

上述した如く、このシリーズの教科書に占める皇室、国家に関する教材の比率は実学性教材(15課対68課)に遠く及ばない。しかし、第七冊から第十一冊まで、毎冊の第一課はいずれも皇室、国家に関するものであり、却って無視できない現象である。皇室に関する教材には「天長節」(6：89)、「紀元節」(7：1)、「宮城」(7：2)、「台灣神社」(8：9)、「仁徳天皇」(9：1)、「醍醐天皇」(10：18)、「明治聖代」(12：20) 等の七課ある。「天長節」、「天皇誕生日」の各課には、台灣式住宅の前に提灯と国旗が掲げられ、中国式服装をした台灣の人々と子供が軍服を着た日本の軍人に混じって一緒に、喜んでこの祝日を祝っている挿絵があり、「人びとは仕事から解放されて、(祝日による)休暇を十分に楽しみ」、「我われの日本の天皇陛下が子女の如く国民を可愛がられるので、我われもまた必ず皇恩を感じて思い、忘却してはならない」という説明が付けられている。

国家に関する教材には、「日本の地図」(8：1)、「我が国」(10：1)、「国旗」(11：1)、「我が国の歴史」(一)(二)(11：2,3)、「我が国の歴史」(三)(四)(12：2,3)、「黃海海戦」(12：8) がある。「我が国の歴史」四課と「我が国」および上述の「仁徳天皇」、「醍醐天皇」、「明治聖代」等は、前後で相呼応して日本が神武天皇から今上陛下まで、世代が賢明に相伝えられてきたばかりでなく、最も重要なことは「万世一系」的に間断なく継承してきたことを説明している。

ところで「日本の地図」と「我が国の歴史」(一から四まで)で教授したのは日本地理と歴史である。この時期の公学校授業科目にはまだ地理と歴史がなかったので、国語教科目が地理・歴史両科目の教育機能を兼ねなければならなかつたのである。

### 3. 台湾に関する叙述

このシリーズの教科書と日本内地の教科書との最大の差異は「殖民地的色彩」の有無にある。前述した如く、この教科書には台湾的色彩の濃厚な挿絵が多く挿入されており、教科書本文中の主役の名前には台湾式の「阿金」、「阿玉」の類が多く採用されている。このやり方はあるいは台湾学生に近親感を抱かせたかも知れないが、他方ではまた当時の「旧習温存」の方針にも反応していた。

台湾に関する教材は、もし部分的にほんの僅かでも台湾に触れているものもそれに加えると、第三から第十二冊までの全183課中に計33課あり、18%強を占めている。この33課中、内容が台湾地理に関するものは「台湾」、「台北」、「台北から台南まで」(一)(二)、「台南」、「台湾一周」(一)(二)、「河川」の8課ある。その次は産業に関する5課、即ち「茶」(一)(二)、「紡績品」、「塩」、「樟腦」がある。この他に「医者」、「衛生」、「アヘン」、「纏足」、「ペスト」の5課は衛生に関するものであり、産業と同じ比重を占めている。このように台湾の地理、産業、衛生を重視していることは、この時期の日本の支配者の台湾に対する関心の方向性を吐露しているかのようである。

台湾地理がかなりの程度重視されているのに対して、台湾歴史はさほど記述されていない。強いて台湾歴史と関連つけることのできるものにはただ「台湾神社」(8:9)と「鄭成功」(10:13)があるだけである。ただし「台湾神社」の記述は日本が始めて台湾を占領した当初に台湾で逝去した北白川能久親王の顯彰を主とするものであり、「鄭成功」が教科書に登場したのは、決して彼が台湾人から台湾開祖の英雄と見なされたからではなく、彼の母が日本人であり、日本人と「血縁」関係があったからである。

この教科書中で台湾の年中行事に関する教材には第七冊第十五課の「ペエリオンツヌ」(「竜船を漕ぐ」の閩南語発音)があるが、これもまたあるいは当時の「旧習温存」方針に順応している。ただし教科書本文中で「あの遠くにある日の丸を掲げた船まで漕いで先に到着した者が、即ち勝利者で

ある」という台湾の伝統的祝賀行事を記述する文章の中にまで、日本を象徴する日の丸の旗の影が依然として忍び寄っており、これもまたあるいは正しく編纂者の下心が滲み出ている箇所であるかも知れない。

教科書中にはまた台湾に関する否定的な記載が若干あり、ただその多くは衛生方面に関するものである。しかし第九冊第九課の「生蕃」という課は、「台湾には生蕃が多くおり、知恵もなければ、また道理に明るくない」、「事理にあまりにも明白ならず」、「彼等は實に哀れむべき人間の一群である」等の「蔑視する」語句で台湾原住民について記述している。もし後期の教科書の記述と対比すれば、これらの「差別用語」の変遷から、各時期における日本支配者の「生蕃」対策の段階的变化が正に露出されることになる。

#### 4. 教科書中に出現した人物

教科書中に出現した人物を通じて、支配者当局が学童に対して一体いかなる期待を抱いていたかを理解することができる。

もし第十一、第十二両冊の「我が国の歴史」(一から四まで)に出てくる人物(叙述されている人物が多すぎて、分析に役立たない)を排除すると、この教科書中に出現する人物は計25人おり、その内で日本人が23人、中国関係が一人(孔子)、台湾関係が一人(鄭成功)いるが、西洋人が入っていない。ところで人物が登場する課数が最も多いのが明治天皇で、計7課あり、その次が北白川親王の4課、桃太郎、楠正成(日本の南北朝時代の勤皇の忠臣)の各3課ある。登場する人物の所属する階層から見ると、皇室、商人、実業家、学者、武士、社会事業家、勤労階級、文学者等があり、その中で皇室の人物、商人、実業家がそれぞれ6名いることは、このシリーズの教科書が台湾学童に学習することを希望している対象を説明しているかのようである。商人、実業家の教科書本文中は、彼等の成功した事跡を紹介する以外に、また塩原多助の「節約、勤勉」、田中平八の「努力」、浜田弥兵衛の「勇気」、磯吉眠亀の「積極的思考」、川村瑞軒の「賢明」等のよ

うに、彼等が成功した原因となる「品格」に対して多く叙述されている。いまだ「修身」教科書がない段階においては、国語の教科書が担うべき役割はかなり多方面にわたるものであった。

## 二、『公学校用国民読本』分析

『公学校用国民読本』は大正元年より2年まで(1912-1913)の間に、計十二冊出版され、大正12年(1923)まで使用された。このシリーズの教科書は前期の『台湾教科用書国民読本』より総課数が12課多い。しかし字体がやや小さいために、総頁数はかえって160頁減少している。第一冊から第四冊までの教科書本文はすべて片仮名で表記され、第五冊より平仮名の教授が始まっている。ところで漢字は第一冊から現れ始め、かつ教育する漢字の総字数もまた前期教科書より約500字増加している。

このシリーズの教科書の挿絵もまた依然として台湾的色彩があったが、ただ前期読本の「土語読み方」はもはやなくなつた。教材の内容部分は日本本土の第一、二期国定教科書を基礎とし、かつ台湾の民情を参酌して書き改めており、この他に若干の教科書本文が前期教科書より採用され、また一部は編者により新作されている。

もし前期教科書の分析法に基づくと、表二の如き教科書内容一覧表が作成される。

表二から次のようなことが看取できる。即ち、科学内容(地理、博物、物理、生活、啓蒙類の教材)が計60課(27.3%)で、首位を占め、その他が順次、文学、生活(一)、実業、社会(一)、生活(二)、皇室、国家、歴史、社会(二)等の順序になっている。実業方面の教材は全部で10課増加して、その増加率が最も高い。生活(二)(道徳、衛生、礼儀)教材が占める比率が以前より少なくなったのは、この時期に「修身」教科書がすでに出版され、国語教科書がもはや修身教科書の機能を兼ね備える必要がなくなったからである。皇室と国家方面の教材は各々5.5%を占めているが、両者の

合計がかえって前期教科書より9課増加しており、ある程度日露戦争後の日本の教育傾向を反映している。

以下に実学性教材、皇室、国家に関する教材、台湾に関する叙述および教科書に登場する人物像等から、この教科書に対して少し考察することにする。

表二 『公学校用国民読本』内容分析表

教材 内容	課 数	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	合 計	百分 率 %
		冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	
文学	童謡、詩歌、寓話趣味、遊戲等			7	9	6	4	5		1			2	34	15.4
歴史	歴史故事、伝説伝記、その他					1		1	1	4	1	4		12	5.4
科学	地理、博物、物理化学等			4	2	6	6	5	4	12	8	10	3	60	27.3
実業	産物、工業、商業農業				3	1	1	2	3	1	4	3	4	22	10
社会 (一)	家、学校、郷土、祝日年度行事			1	1	4	3		2	2	2	1	4	20	9.1
社会 (二)	政治、経済、法律その他								2			1	3	6	2.7
皇室 関係				1		1	2	2	2	1		1	2	12	5.5
国家 関係	軍事、戦争等を含む							2	1		5	1	3	12	5.5
生活 (一)	一般生活、その他			6	2		2	4	3	2	3	1		23	10.5
生活 (二)	道徳、礼儀、衛生その他			1	3	2	3	1	4			2	3	19	8.6
合 計				20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	220	100

## 1. 実学性教材

この教科書もやはり旧読本と同様に、啓蒙類的教材を多く含んでおり、「郵便局」(6:11)、「電報」(7:14)、「新聞」(9:3)、「預金」(10:16)等がいずれもこれである。ところで産業、農、工、商業などの実業性教材増加はこのシリーズの教科書のさらに注目すべき点である。明治37年(1904)に公学校規則が修訂された時、農工商業の『実業科』が教科中の「隨意科」となったが、このシリーズの教科書はまた若干の「実業科」と関連する事物、例えば「我われの陸稻」(5:13)、「写真入りの手紙を贈る」(12:7)を教材に編入した。この両課に挿入された挿絵は、一つは実習田畠で成長した蔬菜の成長情況を、他の一つは生徒が実習田畠で真剣に作業している様子である。実業科の実際的な教学に呼応して、国語科もまたこれを教材に収め、教学効果を倍増させた以外に、また公学校教育における実業教育に対する重視を顯示した。

実業性教材の中に大量の農工商業方面の内容が採用されたこともまたこの教科書的一大特色である。第十一冊第十九課はさらに「農工商業」を教科書本文の題目とし、韻文方式を用いて農工商業に従事する人たちの辛苦と偉大さを鄭重に一通り謳い上げている。この他に第十一冊第九課「農業」もまた農業の神聖さを大いに鼓吹して、「社会には農業に従事するのは卑賤な職業であると考えている人が若干いるが、彼等は考え違えしている。所謂「國は農を本となす」とは、農業従事は実は一つの正当かつ高尚な職業であることを意味する。」と述べている。甚だしきは第七冊第一課「皇后陛下」の中でもまた皇后が「産業の諸々の事に対して特別な関心を寄せられている。……自ら宮城内で桑の葉を採取して養蚕され、さらには繭玉から抽出された生糸を用いて機織りされることを考えておられる。そこで皇居内には特別に機織り場が設けられ、毎日非常に努力して機織りの練習をなされている。」ことを述べている。高貴な皇后ですら毎日勤勉に実業的な勤労に従事されているのであるから、一般庶民もまたどうして実際に労働している農工商業の勤労者を軽視できようかと言うのである。

農工商業方面の教材の中では、商業関係の課数が最も多く、例えば「阿金の店番」(4 : 15)、「商業問答」(7 : 11)、「貿易」(12 : 6)、「貨幣」(9 : 7)、「会社、銀行」(9 : 8)、「看板と広告」(12 : 5)等は、内容が小売、卸売り、小切手等の簡単な商業知識および看板、広告業の販売宣伝方法から、大は会社、銀行等の商業と関連する組織とその機能の紹介まで、細大漏らさずに言及しているといえる。日本資本主義の発展により、公学校国語教育もまたこの範疇から離脱し得ないのである。

## 2. 皇室、国家関係教材

皇室、国家方面の教材は、このシリーズの教科書ではただ11%を占めるだけであったが、課数について言うと、却って9課増加している。日露戦争後の日本は皇室崇拜、愛国忠義の風潮が、すでにさらに一步前進したので、教科書の編集もまたこの傾向に反応せざるを得なかった。

皇室関係の教材は計12課ある。すなわち、「天長節」(3 : 15)、「宮城」(5 : 1)、「明治天皇」(6 : 1)、「二月十一日」(6 : 17)、「皇后陛下」(7 : 1)、「仁徳天皇」(7 : 20)、「天皇陛下」(8 : 1)、「能久親王」(8 : 2)、「皇大神宮」(9 : 1)、「昭憲皇太皇御作詩歌」(11 : 1)、「克忠克孝(ヨク忠ニヨク孝ニ：教育勅語の一句)」(12 : 1)、「国民の至情」(12 : 23)がそれである。第五冊から第十二冊まで、第十冊以外は、各冊の第一課にはすべて皇室関係の教材が置かれているのである。開巻第一課が皇室と関係あるということは、毎学期の初めに、学童を皇室に接触させて、皇室を崇拜させることが教育の第一要件であるということに等しいことを意味している。第十二冊第一課の「克忠克孝」は和歌による韻文体の教材であり、坂正臣が明治天皇の勅に奉じるために作ったものであり、かつ明治33年(1900)に「学習院」に下賜された「勅題唱歌」で、歌詞の中では忠と孝の両面が一体化して、子女が父母を敬愛する情がまた万世一系の皇室に対する崇敬になることを特に強調している。この「家族国家式倫理観」もまたまさに明治23年(1890)に明治天皇が発布した戦前の国家主義的教育理念に

に関する「教育勅語」の礎石そのものであり、「克忠克孝」がまさしく教育勅語の一句になったのである。

国家に関する教材は、前期より4課多くなり、その総科目は次の通りである。即ち、「日章旗」(7:2)、「桜花」(7:3)、「大日本帝国」(8:15)、「楠公父子」(一)(二)(10:2,3)、「水兵の母」(10:14)、「乃木大将」(10:23)、「日本海海戦」(11:8)、「我が国の歴史」(一)(二)(三)(12:11,12,13)である。この中には前期読本教材の改作が数課あり、また日本本土の国定教科書から改作されたものも若干含まれている。「水兵の母」や「乃木大将」等がそれである。「水兵の母」はある平凡な母親が「母は毎日神社に参拝に行くのは、決してお前が無事に帰国するのを願ってのことではありません。私はお前が天皇陛下のためにいくらかでも功績を立てることを願って、いつも神様にお祈りしています。たとえ命が犠牲になつても、惜しくはないと考えています。」という手紙を遠くの戦地に赴いた息子に一通書いていることを記述している。家族式国家倫理観が紙面に躍如としており、無名の水兵の母を借りて、学童に天皇と国家に対する庶民の責任および普通の婦女としての実践的規範を悟らせている。しかも「乃木大将」と「楠公父子」は共に武人の忠君愛国を描写したものである。特に「乃木大将」の一課は彼が第三代台湾総督に任命され、彼の母親の墓および彼自身と夫人の遺髪を収めた墓がいずれも台湾にあることに論及している。元もと「明治の軍神」、「明治の楠公」と称されていた乃木將軍およびその家族の忠君愛国的行为は、台湾学童に対して言えば十分に模範すべきものなのである。

### 3. 台湾に関する叙述

このシリーズの教科書は旧読本と同様に、教科書本文中の人物は常に台湾式的一般的な阿福、阿仁、阿金、阿玉などのような名前をつけている。若干の台湾事物の閩南語の名称には、また直接に片仮名を用いてその発音を表記している。例えば「オンライン(パイナップル、3:13,22頁)」、「オ

ウチウ(烏秋、5：14,33頁)、「ビーフン(ビーフン:米の粉で作ったハルサメ,5：17,41頁)」、「テッパイ(竹製筏、8：12,31頁)」等である。挿絵には台湾的色彩に溢れた作品が多いが、そこにはもはや辯髪の男性や纏足した女性の姿は見られなかった。

このシリーズの教科書は台湾地理と物産の紹介の方面では、旧読本と同様に相当な紙面を占めているが、旧読本と異なることは、新教科書が日本による台湾統治後に台湾を建設した「業績」、即ち「台湾縦貫鉄道」(10：5)、「病院」(10：12)、「気象台」(11：16)、「電気の応用」(12：10)、「学校落成式」(12：17)等の教材を用いて大いに宣伝することに力を入れている。教科書では単に物質的建設の功績を誇示するだけでなく、またその他の官庁、裁判所、租税、隣組制度等のような行政、制度上の改革を教材に取り入れ、台湾学童に日本統治当局の行政機構とその制度を理解させることができるようにしている。ところでこれらの機構や制度の推進者である児玉大将と乃木將軍もまた教科書の中に堂々と登場している。例えば「児玉大将は第四代台湾総督であり、我われのために多くの仕事をした。……台湾の砂糖、樟腦等の生産業を隆盛にして発展させたのもまた児玉大将である。……大将の功績は永遠に長く人びとの心の中に刻まれるであろう。……。」(9：23)

このシリーズの教科書はまだ完全には台湾の年中行事を教材に取り入れていないが、台湾に関連する人物の方面においては、鄭成功、曹謹、呉鳳の三人について論及している。清代に鳳山県知事の曹謹が農民の灌漑に役立てるために用水路を掘削し、しかも彼は「蛮人」が人間の頭を狩り取って神に祭るという習俗を根絶するために「自己の命を犠牲にした」のである。日本の統治者にしてみれば、公務に尽力したために犠牲となる精神はまさに公徳教育の格好の教材である。曹謹の事跡を記述した「曹公用用水路」(9：17)の本文末尾には次のように書かれている。

周辺の庶民はその恩徳に感激して、鳳山に祠を建立して、曹公を祭った。「教育勅語」中に「公益ヲ押シ広メ、世物ヲ開拓スル」とい

う行があるが、曹公のような人物こそ、「勅語」の精神に十分に合致している者であるということができる。

台湾の否定的な側面に関する記述があるが、このシリーズの教科書では前期よりかなり少なくなっている。「生蕃」(9:22)の本文中には、すでに「知識がなく、道理にも明らかでない」、「人間の頭を狩り取る」という類の語句は見られず、「現在でもなお多くの古い風俗習慣があるが、比較的開化された人も一部にはいる」、「半数以上はすでに開化されて良民となり、多くの仕事を学んで会得し、学校を設立して、素晴らしい日々を過ごしている」等、日本の教化思想を宣伝する語句に改められている。

#### 4. 教科書に出現する人物

このシリーズの教科書に出現する主要人物は全部で31人おり、その内で日本人が24人でやはり最も多い。台湾関係の人物は3人(上述の鄭成功、曹謹、呉鳳である)であるが、旧読本より2名多くなっている。この他に中国関係の人物1名(孔子で、前期と同じ)および西洋人(イギリスの医者)がいる。

登場する課数が最も多いのが明治天皇であり、合計9課に出現し、その次は大正天皇(8課)、北白川宮能久親王(4課)、英照皇太后、昭憲皇后(各3課)の順位であり、すべて皇室の人物である。もし登場人物の所属する階層から見ると、皇室の人物が最も多く、その次が軍人、武士階層である。出現する商人、実業家の人数は旧読本より少なくなっている。その原因是当然、当時すでに修身教科書が出版され、国語教科書がもはや修身教科書の任務を兼ねて、学童に対して実業家が成功した背後に代表される品格を強調する必要がなくなったからである。

この時期の教科書には全部で6名の女性(天照大神は含まない)が登場する。即ち、英照皇太后、昭憲皇后、楠正行の母、乃木大将の母、井上でんおよび水兵の母である。女性が教科書に登場する頻度が増加したのは、あるいは大正時代の日本ではすでに女性の家庭、社会、国家に対する責任を

次第に強調するようになった兆候であるかも知れないのである。

本文は蔡錦堂「日本の台湾占拠初期の公学校『国語』教科書の分析」  
（『中国とアジア諸国関係史学術シンポジウム論文集』淡江大学歴史学  
部・1993年10月、245—299頁掲載）を改稿したものである。

## 『公学校用国語読本』内容の分類と紹介

周婉窈（中央研究院台湾史研究所準備處副研究員）

第三期公学校国語教科書『公学校用国語読本』は大正12年(1923)に出版され、その後、昭和11年(1936)まで使用された。私個人が考察して得たところによれば、台湾総督府で出版された全五期の国語教科書の中では第三期読本の影響が最も深遠であると考える。

まず使用された期間から見ると、この時期の読本は全読本の中で、使用された期間が最も長く、前後15年の長きに亘っている。その次に公学校教育の普及状況から考慮すると、この時期(1923-1937)には、台湾児童の入学率が大幅に向かって、1923年度台湾学齢児童入学率が28.60%であったのが、1936年度には46.69%にまで達した<sup>1</sup>。つまりほぼ半数に近い台湾児童が日本式小学教育を受けたのである。戦争期間中は小学校の入学率が大きく伸びて、1944年度は71.31%になったが、教学的効果は下記の事情により大きく低下した。その一は、戦争末期には、戦争のための各種動員および戦争末期の空襲からの疎開の関係により、学校教育は大きな影響を受けた。その二は、この時期に公学校に進学して学習した大多数の学童は、日本が投降した時にはまだ卒業しておらず、独立後は継続して新しい中国式の教育を受けたので、植民地教育の影響が大幅に減少した。第三期の教科書を使用した世代は、大体において1916年から1930年の間に生まれており、彼等は第二次大戦が終結した時には、そのほとんど大部分の者は再び教育を受ける機会を喪失していた。このため、彼等が受けた日本式教育は最も完成された、もっとも徹底したものであるということができるるのである。このことにより、もし我われがこの世代の人々の思想と集団心理を理解しようとするのであれば、第三期国語教科書の内容こそ、その解明の鍵

---

1. 1923年度入学率は中国人学童だけで、1936年度入学率は原住民学童を含んでいる。

の一つになるのである。

## 一、『公学校用国語読本』の内容構成

第三期公学校国語読本は、第二期読本に基づき多くの修正を行ったために、分量がすこぶる増加した。第三期国語読本は、最初の単語と文を除くと、文章形式で現れる教科書の本文は合計300課で、様々な文章があり、単純に分類することが困難である。台湾総督府が刊行した「編纂趣意書」に基づくと、最初の四巻は「修身教材」、「歴史教材」、「地理教材」、「理科教材」と「文学教材」の五類に分かれている。巻五から巻八までには、「家事教材」、「国民教材」、「実業教材」が加えられて、計8類になった。後の四巻の「編纂趣意書」が未だに見ることができないが、しかしながら分類はこの範囲を出ないであろう<sup>2</sup>。

「編纂趣意書」に基づくと、各課はただ一種類にしか属さないとされているが、実際には、国語教科書には往々にして一課の本文中には多くの教学目的が含まれていることを我われは知っている。例えば「文学教材」の項目にある「公園」(6:1)の本文は、決して純然たる言語教学ではなく、同時にまた公徳観念を教えている。「理科教材」に入れられている「水牛」(4:12)は、実は最も典型的な「本島特有の教材」である。この時期の教科書の内容をさらに深く理解するために、私は改めて分類を行い、7大類に分けたのである。即ち、(1)日本歴史、文化、地理；(2)天皇関係・愛国教育；(3)実学知識・近代化；(4)台湾事物；(5)道徳教育；(6)勤労者・尽忠職務；(7)中国事物である。この分類には純粹な言語教学および帰納しにくい少数の課の本文は含んでいない。教科書本文の内容に基づき、「樟腦」(9:10)のように、台湾の特産について述べており、また樟腦の製造工程

---

2. 加藤春城氏の説明によれば、全巻の教材は主として、修身、歴史、地理、理科、実業、国民、文学の7種類に分類されている。同氏「公学校国語読本卷一、卷二編纂要旨（上）」（『台湾教育』第419号；1937年4月所収）7頁参照

について詳細に説明しているので、同時に「実学知識・近代化」と「台湾の事物」の両項目に帰属させている。つまりある一つの課の本文は二項目以上に帰納される事もありうる。この分類に基づき、下記の結果を得た。

類別	課数		
日本歴史、文化、地理	40 19	59 $59 - 2 = 57$	
天皇関係・愛国教育			
実学知識・近代化	68		
台湾事物	67		
道徳教育	46		
勤労者	6		
中国事物	5		

その中で「日本歴史、文化、地理」と「天皇関係、愛国教育」を併合して「日本の事物」と見なすことができ、重複した両課(即ち「菅原道真」(7:1)と「楠公父子」(11:8))を控除すると、総計57課になる。つまり実学知識が68課、台湾の事物が67課、日本の事物が57課、中国の事物が5課ということになる。中国の事物に関する課が少なく、日本の事物に関するものが相対的に多いことはきわめて理解できることである。然しながらさらに人々の注意を引くものは、国語読本中の「実学知識」の分量が相当に多く、しかも台湾の事物に関する課数もまた日本の事物の課数より多いということである。もし課数の多寡に基づき、その順序を新たにすると、下記の結果を得ることができる所以である。

実学知識 68課

台湾事物 67課

日本事物 57課

道徳教育 46課

勤労者 6課

中国事物 5課

この他に、文章の体裁について言うと、国語読本は文章(散文)以外に、

他に詩歌(韻文)がある。文体について言うと、口語体と文語体の区別がある。文語体は日本語の文言文であり、公学校教科書で教授するのは近代文語体であり、候文が含まれている。詩歌はかなりの分量を占めており、文語体詩11編、口語体詩18編(その中の2課は詩歌が部分的にしかないものである)である。旧読本と比較すると、詩歌の分量の増加は少なくない。文語体は第八巻第十課の「いもほり」から始まり、全巻には計23編(そのうち4編は候文である)あり、もし上記の文語体詩を加えると、全部で34課になり、300課中の11.3%を占めることになり、その割合は小さくないとは言えない。かつその上に文語体教学が順を追って進んでいくと、第六学年が終了する時には、基本的な文語文法体系のほとんどがその中に包括されていることになる。このため、もし台湾公学校の卒業生はかなりの文語体の基礎を具えていると言っても、必ずしも間違っていないのである。

以下にこの時期の「国語」読本中に占める分量がトップから3位までの実学、台湾、日本に関する教材について、それぞれ紹介し、かつおよその分析を行う。道徳教育およびその他については少しだけ討議するにとどめる。

## 二、実学知識

台湾総督府が最初に編纂した『台湾適用国語読本初步』は、その「緒言」の冒頭で「本書は本島学生に国語を教導し、同時に博物、地理、歴史および物理、化学、天文等の各種現象にわたる知識を広く教授し、学ぶ者が実学に入るための階段となすものである」と述べている。つまり、日本が台湾で実施した教育が真っ先に標榜したのは実学であったのである。1898年に総督府が「台湾公学校令」を発布して、公学校教育の実施を始めたが、「公学校規則」第一章第一条では「公学校は本島人子弟に道徳教育を施し、実学を授けて、以て国民の性格を養成し、ならびにそれを国語に精通さしめるを主旨となす」と言っている。ここにおいて、道徳教育と実

学教育があたかも車の両輪の如く、対等に列挙され、日本の台湾における植民地教育の二大目標になったのである。

ここに第三期国語読本中の実学知識に関連する68課の教科書本文の題目を卷数番号順に並べると次のようになる。即ち、(原典通りに表記する。多義語には中国語訳を付けた)

卷三 1. ハナ 18. コガネ虫

卷四 9. クワツドウシャシン 21. コダマ(回音)

卷五 3. かじ屋さん 6. なすときうり 10. はへ(蒼蠅)

11. 西瓜 24. 水ト火

卷六 3. 蚊とマラリヤ 6. バセウトミカン(香蕉與蜜柑)

16. イウビン(郵遞) 23. 水のたび(旅) 26. 爪と歯

卷七 3. やくわんと鉄びん(水壺與鐵瓶) 7. 白あり(白蟻)

13. 茶 21. 商業問答 22. 鳥 24. 石炭ト石油 25. 地引網

27. 電報

卷八 3. 動物の保護色 5. 燈台 8. 竹 14. 塩と砂糖

20. 台湾の果物 22. 空気

卷九 2. とびの魚(飛魚) 3. 世界 4. 昔の旅 6. 魚塩(ひしお)

7. 埤圳の話 10. 樟腦 15. 咂の学校 16. 温泉

17. 家の普請 19. 星の話 20. 汽車・汽船の発明

22. 南洋の名果

卷十 2. 基隆から神戸へ(一) 3. 基隆から神戸へ(二) 8. 森林

10. 分業 11. 貨幣 14. 伝書鳩 16. 鯨とり(捕鯨)

17. 炭坑の話 19. 象がり(猶象) 20. 物の価

23. くもの物語(蜘蛛的故事) 母の教(母親的教誨)

卷十一 1. 国旗 4. 手紙(信) 5. ゴム 19. 天気予報と暴風警報

24. 南米より 25. 台湾の農業

卷十二 2. 北海道 4. 印刷 6. ノーベル賞金 7. 銀行

9. 台湾の木材 13. 台湾の衛生 14. 産業組合

16. 電気の世界 25. 製糖工場を見る 26. 太平洋

教科書本文の「電報」、「産業組合」、「天気予報と暴風警報」、「電気の世界」等のような課の題目に基づいて、読者は幾つかの課の内容の荒筋を大体推測することができる。しかし「なすときうり」、「母の教」等などのこれらの課の教科書本文の内容は、ただ題目を見ただけでは極めて分かり難い。「母の教」(10:25)の本文は、まず台所の電球が壊れ、母親が息子に電球を取替えに来ていただくよう、ある人に電話で頼むように言いつけたことから話が始まる。その後に母子の問答を借りて電球に関する基礎知識と電気を節約することの重要性を説明する。後半では数日後、家では大雨のために停電と断水があり、水道がやっと使用できた時に、母親が主人公に節水の仕方をどのように教え導いたかを記述している。この内容は、福沢諭吉が主張したところの実学教育に合致しているということができる。即ち、「普通日用」の知識は、学問と生活が緊密に結合して一体化したものであることを強調しているのである。

「なすときうり」(5:6)は母と娘の二人が畑に来て茄子と胡瓜を採っている時に、娘(主人公)が母親に胡瓜の花の数と実になった胡瓜の数とが同じでない理由を質問したので、母親が胡瓜の花には実がなるものと実がならないものがあることを説明して、娘にどのようにしてこの異なる二種類の花を見分けるのかを教え、さらに彼女に採って来させた茄子の花と比較させる。文章は母親が娘に茄子の花はすべて実になることを告げるところで終わっている。もし我われが振り返って『台湾適用国語読本初步』を開けて調べてみると、このような花粉に関する知識は、早くもすでに総督府が最初に編纂した国語読本に登場していることを発見できる。例えば、第八課「碗花」(あさがほ)では「碗花」(牽牛花)の花は雌雄が同じであることを、また第十一課「金瓜」(とうなす)では「金瓜」(南瓜)に雌雄二種類の花があることをそれぞれ説明している。このことから国語読本には実学的知識を伝授するという連関性のあることが分かるのである。

第三期国語教科書中の68課にある実学に関係する教科書本文は、内容に

よりさらに細分して、科学知識、衛生、日常知識、世界知識、近代事物と建設、経済制度と概念等の6大類に分けられる。後の2類は植民地支配と台湾の経済発展に関するので、ここで簡単に分析する。近代事物と建設に関する課には「クワッドウシャシン」、「イウビン」、「電報」、「昔のたび」、「埠埠の話」等がある。近代化された施設は確かに「普通日用」の知識であり、児童が必ず学んで理解すべきものであるために、このような教科書本文があるが、もし仮にそれらの中には「政治宣伝」が含まれているといつても、奇とするに足りない。例えば「昔のたび」の本文中で台湾の海陸交通情況に対して今昔の比較を行っている。陸路については、現在では台北から台南に行くのにただの九時間しか掛からないが、昔は十日間以上掛かり、道路の情況もよくなく、また盜賊等がいた。海路については、現在は汽船に乗るが、昔は小船に乗り、もし暴風雨や海賊に遭えば、安全が保障されなかつた。要するに、海路は昔に比べて時間が短縮され、かつ安全になったというのである。この類の教科書の本文は新しい知識を伝授すると同時に、また日本の台湾統治がもたらしたところの進歩を認識するように教え導いているのである。

経済制度と概念に関する教材には、「バセウトミカン」、「商業問答」、「分業」、「貨幣」、「物の価」、「銀行」、「産業組合」等などがあり、学生に輸出入、売買、金融と協同組合等の事情を教えている。もし実学を教育の理念としなければ、我われは国語読本にこのような文章が登場することを想像することが困難である。例えば「商業問答」(7:21)では、現金払い、掛け売り、小売、卸売り、広告等の商売に関する基礎的知識を教えており、この他にまた商業倫理の一端、即ち信用取引や掛け値無し商売についても教えている。国語読本において、商業倫理に関する文章は決して実学知識の一項目に限定されておらず、時には道徳教育にも属するものである。その最も顕著な例が第八卷第十九課「親切と誠実」であり、本書の分類では道徳教育に属している。この課は物語形式で書かれており、街角で洋品店を開いているある若者が学生に対して親切であるので多くの人に喜ばれて

いた。彼は無意識のうちに多く受け取ってしまった代金を返却するために元手を考慮せずに広告を出して返還した。その結果、身分の高い人に褒められ、商売がさらに繁盛したというのである。

### 三、台湾郷土の教材

関連する資料に基づくと、『国語』読本は第二期『公学校用国民読本』から第三期『公学校用国語読本』まで、台湾に関する教材を大量に増加させた。ここに各巻の台湾に関する教材を列挙すると次のようになる。

- 卷二 14. イチバ(市場) 19. カアレン(八哥：鳥名ハッカチョウ)  
23. モククワ(木瓜) 24. オウチウ(烏秋：薬名トリカブト)
- 卷三 5. コホロギ(蟋蟀) 16. センタク(洗衣服)  
21. リュウガントオンライン(竜眼與鳳梨)
- 卷四 8. 私ドモノ庄 9. ブタ 11. あひる 12. おつかひ(走腿)  
24. 母ノ手ツダヒ 26. 田ウエ 27. せんだん(梅檀)
- 卷五 2. 私どもの畠 4. すずめのおやど 7. 牛車 11. 西瓜  
14. 夏の夕方 15. おまつり 16. 雷 20. 私ドモノ街
- 卷六 5. 稲刈 6. バセウトミカン 11. 汽車のたび  
12. 年のくれ(歳暮) 12. 市場 27. 榕樹の物がたり
- 卷七 2. 福の神 4. ジヤンク(戎克船) 5. 台湾 6. 石屋さん  
11. 米 13. 茶 23. 台東だより 28. 台北
- 卷八 5. 燈台 7. 農家の秋 8. 竹 10. いもほり  
11. 昨日の日曜 20. 台湾の果物 25. 吳鳳
- 卷九 1. 神木 4. 昔の旅 6. 魚塩(しほい) 7. 埤塙の話  
10. 樟腦 13. 台北から屏東まで 16. 温泉 23. 鄭成功
- 卷十 4. 新高山(玉山) 6. 手紙(信) 7. 雨と風 8. 森林  
12. 阿里山鉄道 21. 平和な庄
- 卷十一 3. 驚鑾鼻(台湾最南端の地名) 4. 手紙(信)

## 18. 次高登山(登次高山) 25. 台湾の農業

卷十二 8. 郊外の秋 9. 台湾の木材 13. 台湾の衛生

### 15. 児玉大将 25. 砂糖工場を見る

これらの「台湾事物」に関する教科書の本文は、その内容に基づき、さらにまた細分して、台湾動植物(家畜を含む)、郷村景観、田園生活、産業と物産、地理景観と名勝、今昔対比、台湾関連人物、その他の八類に分けられる。分類の基準は内容の主題を中心としており、例えば卷四第十一課「あひる」は郷土でよく見られる動物であるが、その課の文章は主として景色の描写であるので、「台湾動植物」の類にいれず、「郷村景観」の類に入れたのである。帰納しがたい若干の課は「その他」に入れた。この種類の教科書の文章は大体において台湾人特有の生活様式と関連があるが、必ずしも郷村だけに属するものとは限らない。例えば、卷五第十五課「おまつり」は多くの見物人と神輿行列の賑やかな情景を描写しているが、場面は「町」であり、大きな町あるいは都会の祭りである可能性が高いので、「田園生活」の類に入れなかった。これもまた田舎でよく見かける祝賀行事であるが。また卷六第十四課「市場」は台湾人の伝統的な市場であり、都会と田舎の区別が無いものである。

「台湾動植物」に属する本文は全部で6課あり、主題はハッカチョウ、カリン、トリカブト、竜眼とパイナップル、豚および水牛に分けられる。「郷村景観」は郷土教材の中で重要な題材である。この類の本文の中に、我われは家鴨を飼う家、田植え風景、梅檀の並木道、廟近くの大きな榕樹、雨のち晴れの夕暮れ、秋の景色等が見られるのである。

「田園生活」に属する教科書の本文の数は少なくない。田園生活でよく見かける蟋蟀の喧嘩、薯掘り、鶏の餌やり、稻刈り、もみ干し、年越とその準備の買物、河辺での洗濯、雷雨が来た時の洗濯物の取入れにおおわらわ等の経験を描写している。台湾の産業と物産を主題とする本文は計9課あり、産業方面では茶、砂糖、樟脑、木材、農業、養殖漁業があり、物産ではバナナ、ミカン類(夏ミカン、文旦、柚子、雪柑、桶柑)、竜眼、パイ

ナップル、カリン、マンゴー、西瓜、各種竹類がある。この種の郷土教材それ自体は相当に堅実な知識教育である。この他に、さらに顕著な実学教育を郷土教材の中に含まれたものが「今昔対比」に属する教科書の本文である。この類別に属する教科書の本文は3課あり、「昔のたび」、「埠塲の話」、「台湾の衛生」がそれである。この3課もまたすべて「実学知識」の中の「近代事物と建設」に属する。上述した如く、これらの教科書本文は台湾の過去と「現在」を強烈に対比させることにより、その効果において日本の殖民支配の政治的功績をあるいは披露させようとしている。「地理景観と名勝」は計15課あり、「郷村景観」、「田園生活」と異なる点は、これらの教科書本文は台湾に関する自然あるいは人文地理の知識を提供しようとする傾向にあることである。

これらの教材から、第三期国語読本には台湾に関する教科書の本文があり、景色の描写や事物の記述のいずれを問わず、情景が彷彿とするように記述されているため、その多くが親しみ易くて読み易いものになっていることが看取できる。しかしながら、これらの郷土教材を詳細に読んで分析すると、以下のことに気付くのである。即ち、国語読本に登場する台湾は歴史性に欠けた台湾である。つまり、ただ「眼前」の台湾を描写しているだけであり、台湾を「眼前」というこの時点に連れて来た「過去」については、かえって避けて語っていないのである。換言すれば、我われはただ台湾の「空間」的様相を見るだけであり、その「時間」的幅と深さを見ることができないのである。それはあたかも過去のない社会のようである。即ち、教科書の本文には「今昔対比」があるけれども、しかしそのような過去は「現在」を際立たせるためのものであり、叙述において、読者に与える歴史感はきわめて希薄なものである。付帯的に提起することは、台湾に関する教科書本文には郷土的風格を帶びた挿絵がある以外に、実は台湾と関係がない内容の本文にも「台湾様式」<sup>3</sup>の挿絵が多く挿入されているこ

---

3. 卷六について言えば、「人形のびやうき」（娃娃生病）上下、「阿金のみせばん」（阿金看店）、「くすりとり」（拿藥）の四課にある挿絵は台湾式のものである。

とである。このため、もし挿絵を加えると、この時期の国語読本の郷土的色彩は相當に濃厚であると言えるのである。

#### 四、日本に関する教材

第三期「国語」読本には「日本事物」項目に帰属できる教科書の本文が全部で57課あるが、実学知識と台湾郷土教材と比較するとすこし少ない。ここに羅列すると下記の通りである。

卷二 18. オメデタウ 26. サルトカニ一 27. サルトカニ二  
28. サルトカニ三

卷三 6. 天チヤウセツ(天長節) 9. ヲノノタウフウ(小野道風)  
28. ももたらう一(桃太郎) 29. ももたらう二  
30. ももたらう三

卷四 1. ゑはがき(図絵明信片) 3. 明治節  
14. うらしま太郎(浦島太郎)一 15. うらしま太郎二  
28. 花さかぢぢい(開花爺爺)一 29. 花さかぢぢい二  
30. 花さかぢぢい三

卷五 1. 天の岩や(天之岩屋) 19. をろちたいぢ(除蟠蛇)  
27. 日の丸のはた(太陽国旗)

卷六 8. 熊襲せいばつ 13. 仁徳天皇 21. 紀元節

卷七 1. 菅原道真 10. 奥底の御上陸

卷八 2. 新井白石 9. 井上でん 15. 元旦 16. 伊藤公の幼年  
18. 塙保己一 24. 富士山 26. 名誉の小猿

卷九 9. 権太便り 11. 石田梅岩 25. 水兵の母 26. 空の勇士

卷十 1. 明治神宮 2. 基隆から神戸へ一 3. 基隆から神戸へ二  
4. 新高山(玉山) 13. 公慶と奈良大仏  
26. 皇太子殿下御外遊記の一節

卷十一 1. 国旗 8. 楠公父子 11. 日本海の海戦 12. 稲所敦子

15. 京都・大阪 16. 圓山応挙(一) 17. 圓山応挙(二)

20. 国民の至情 21. 震災美談 23. 水師營の会見

卷十二 1. 明治天皇御製 2. 北海道 10. 金原明善

11. 公事と私事 15. 児玉大将 20. 伊勢神宮と大和巡り

本文第一章で説明したように、所謂「日本事物」には(一)日本歴史、文化、地理と(二)天皇思想と愛国教育が含まれる。ここで筆者は日本童話、日本人物、大日本帝国巡礼から説き起こして、最後に再び重要な皇国思想と愛国教育、とりわけ神代故事(神話)と天皇崇拜について論及することにする。

児童に対して言えば、寓話と童話は当然興味を最も引き起こすことができるものである。第一期「国語」読本において、この類の故事はたいてい二、三課はあった。「サルトカニ」(2 : 26, 27, 28)の内容は働く蟹の獲物を我が物にしていた猿が蟹を殺したので、栗、蜜蜂、臼が協力して蟹の復讐をすると言うものであり、「ももたろう」(3 : 28, 29, 30)は人口に膾炙された有名な日本の童話なので、ここで多くを語る必要はない。「浦島太郎」(4 : 14, 15)も有名な物語で、浦島太郎が一匹の亀を助けると、亀はその恩情に報いるため、彼を竜宮城に連れて行き、彼は竜宮の乙姫様とひとしきり楽しく生活したが、ある日家に帰りたくなり、そこで乙姫様に別れの挨拶をしたところ、乙姫様が彼に玉手箱を一つ送ったが、彼にどのようなことがあってもそれを開けてはならないと告げた。浦島太郎が故郷に帰ったが、世の中がすっかり変わっており、親戚知人はすべてとっくに亡くなっていた。浦島太郎はとても不思議に感じて、玉手箱を開けると、箱から白い煙が立ち昇り、浦島太郎は瞬く間に白髪だらけの老人になってしまったと言うものである。「花さかぢぢい」(4 : 28, 29, 30)はある良いお爺さんと悪いお爺さんの物語である。良いお爺さんは良い心がけにより、枯れ木に花を咲かせることができ、意外にも身分の高い人から褒美を賜った。ところが悪いお爺さんは苦心惨憺してうまい目にあづかろうとしたが、かえっていい目に遭わなかつばかりでなく、処罰を受けるという話であ

る。これらの童話には道徳的な教えが含まれているのである。

日本の尋常小学校教科書は人物主義の影響を深く受けており、『公学校用国語読本』もまたその例外ではなく、人物を主人公とする教科書の本文はその数が少なくない。この期の読本の中に登場する天皇以外の日本的人物は、登場順に並べると次の通りである。即ち、小野道風、菅原道真、北白川能久親王（「奥底の御上陸」）、新井白石、井上でん、伊藤博文（「伊藤公の幼年」）、塙保己一、石田梅巖、公慶、楠木正成、楠木正行、東郷平八郎（「日本海の海戦」）、税所敦子、圓山応挙、乃木希典（「水師営の会見」）、金原明善、児玉源太郎（「児玉大将」）および東京大震災で我が身を省みずに他人を救出した青年酒井宗雄（震災美談）である<sup>4</sup>。

これらの人物は近世と近代が多数を占め、近世以前では平安時代の菅原道真と書道家の小野道風および中世時代の楠木正成、正行父子しかいない。菅原道真と楠木父子は天皇に忠義を尽くした典型的な人物である。江戸時代の人物には儒学者の新井白石、国学者の塙保己一および町人思想家であり、また石門心学の創始者である石田梅巖がいる。学者以外に、画家の圓山応挙、僧侶の公慶がいる。井上でんは女性で、久留米絣の発明者である。近代の人物には金原明善および明治維新以来の重要な政治家伊藤博文、軍人の東郷平八郎、乃木希典、（児玉源太郎）、台湾平定のために犠牲となった北白川能久親王がいる。税所敦子は女性で、幕末から明治期の歌人であり、才能と徳行を兼ね備えた人物であり、教科書の本文では彼女の夫の母に対する孝行振りを強調している。

「大日本帝国巡礼」教材は、日本帝国圏内の重要な地理知識を教授して、学童がこれらに対して近親感と一体感を抱き、かつ一帝国領土の範囲を認知して描けるようにさせることを意図している。この種の教材は最後の両時期の教科書において日本帝国勢力が拡張されるに伴い、その範囲が拡大

---

4. 教科書本文中に登場する日本的人物にはなお藤堂高虎（「公事と私事」11：13）と広瀬武夫（「広瀬中佐」10：22）があるが、教科書本文の内容が徳行を主とするものなので、ここに列挙しなかった。

されている。第三期には「富士山」、「権太便り」、「基隆から神戸へ」(2課)、「新高山」、「京都・大阪」、「北海道」、「伊勢神宮と大和巡り」などの課がある。

この時期の神代故事(神話)と古事記・日本書紀に登場する人物の教科書本文は計3課あるが、「天の岩屋」は天照大神が自分で岩穴に閉じ籠もり、天地一面を暗黒にしたが、諸々の神々がどのようにしてその岩屋の扉を開かせたかという物語である。「をろちたいぢ」は天照大神の弟である素箋鳴尊が人に害を及ぼす八頭八尾の大蛇(ヤマタノオロチ)を退治する話である。「熊襲せいばつ」は日本武尊の若い時の物語で、当時の熊襲の頭目が天皇に従わないので、彼が女装して熊襲を刺し殺したので、武尊と言う名前を勝ち得たというものである。もし第四期と第五期の国語読本を比較すると、この期の日本神話は多いと見なすことができないであろう。

天皇崇拜に関する教材は、明治天皇にまつわり、これと関連があるといえるものが計4編ある。即ち「明治節」、「明治神宮」、「明治天皇御製」、「国民の至情」である。「明治天皇御製」は明治天皇の和歌十首を収録しており、その中の一首は新高山を詠んだものである。「国民の至情」は明治天皇が病気になり逝去するまで、全国人民が表した至情を記述したものである。明治天皇以前の天皇に論及した教科書本文には、「紀元節」と「仁徳天皇」の2課あり、前者は神武天皇の建国の経緯を、後者は仁徳天皇の人民に対する配慮をそれぞれ描写している。「光栄な小猿」と「皇太子殿下御外遊記の一節」はいずれも当時の今上陛下(昭和天皇)が海外を巡遊した時の逸話である。

この時期の愛国教育物語には「水兵の母」と「空の勇士」の2課あり、前者の背景は日清戦争であり、後者は大正10年(1921)の東京における試験飛行の話である。「日の丸のはた」は詩歌で、日章旗を讃美している。世界知識の中に愛国教育を託したものに「国旗」があり、日本の国旗を初めとして世界主要諸国の国旗を紹介している。「オメデタウ」は卷二第一課であり、内容は単純で、弟が元旦に国旗を手に持って室内で飛んだり跳ね

たりしている様子を描写しており、「元旦」は夜明けに神社へ「初詣」することも含めて、日本では新年をどのように祝うか等を紹介している。

## 五、その他の教材

本文でも上述した如く、道徳教育と実学教育は、あたかも車の両輪のようであり、日本の台湾における植民地教育の二大目標である。この時期の読本の中には、道徳教育類に属する教科書本文が46編あり、その分量は少なくないとみなされる。しかしながら、国語読本の道徳教育は、修身教科書と関連する側面があり、それに紙幅に限りがあるので、ここで掘り下げて検討することができない。

公学校の修身教科書が教授する徳目の四大綱領は、国民精神の涵養、従順、誠実、勤労である。この四大綱領以外に、儉約、礼儀、敬師(師匠・先生を尊敬する)、友愛、互助協力、公徳、公益、順法等がある。国語読本の道徳教育は基本的にはやはりこの範囲を出ていない。国民精神の涵養は本論文の分類では「日本事物」に属するが、ここでは贅言しない。従順は父母や師匠・年長者に対する服従を指すが、例えば「お春」(亜春)(3：4)、「くすりとり」(4：20)、「お母さんのお手つだい」(4：24)、「税所敦子」(11：12)等の課がある。誠実は道徳教育の中で極めて重要な条目であり、関連する教科書本文には「拾った品物」(4：25)、「隣の鶏卵」(5：13)、「財布」(5：26)、「親切と正直」(8：19)、「石田梅岩」(9：11) 等がある。勤労に関する教科書本文には「小野道風」(3：9)、「老社長」(11：29)、「金原明善」(12：10) 等の課がある。公学校道徳教育に含まれる徳目は多く、四大綱領以外に、ここでは公徳、公益および犠牲的精神についてだけ簡単に触れておく。公徳に関する文章には「停車場」(5：9)、「公園」(6：1)、「西洋の児童」(9：5) 等がある。その中の「西洋の児童」は西洋の児童の公徳心を賞賛している一篇であり、特別に注意する必要がある。公益には「節約と義捐」(7：8)、「金原明善」(12：10) の両篇があ

る。犠牲的精神(義を見て勇を為す)に関する教科書本文はその数が少なくなく、「呉鳳」(8:25)、「救命船」(10:9)、「広瀬中佐」(10:22)、「震災美談」(11:21)、「芝山巖」(12:18)がある。

この時期の読本には勤労者に関する文章が6編ある。即ち、「かぢ屋さんや(鉄匠；5:3)、「炭やき」(焼炭；6:22)、「鉄道工夫」(6:25)、「ジアンク」(戎克船；7:4)、「石屋さん」(石工；7:6)、「火事」(8:6)である。そのうち「炭やき」と「ジアンク」は詩歌であり、これらの文章あるいは詩歌はすべて勤労者(消防士を含む)を称賛しており、小学校の読本に登場するのは、すこぶる特別な事であると言わざるを得ないのである。

日本の人物と比較して、公学校国語読本に登場する中国の人物はかなり少ないと見える。わずか6名(合計5課)しかなく、彼等は鄭成功(9:23)、楊震(11:13)、孔子(11:26)、蘭相如と廉頗(12:11)および諸葛孔明(12:19)である。鄭成功、孔子、諸葛孔明は人々がよく知っているので説明を付け加える必要がない。楊震は「四知の訓え」という課に登場する。楊震は後漢(東漢)時代(25-220)の人であり、西の孔子という称号と関連しており、彼があるとき賄賂を拒絶した際、相手が「深夜なので、知っている者はいない」といったので、彼は厳しい表情で「天が知り、地が知り、君が知り、私が知っている。どうして誰も知らないと言えるだろうか」と答えたのである。この教科書の本文はこの有名な故事を用いて利益や欲望に心を惑わされてはならないと戒めているのである。蘭相如と廉頗は「公事と私事」の課に登場しており、滅私奉公の二大故事の第二話であり、第一話は江戸時代の大名藤堂高虎と加藤嘉明の故事である。

第三期「国語」読本には筆者の分類に収まらない文章がやはり若干存在している。その中の多くは読んでみると純粋な言語教育のために設定されたものである。国語読本の極めて重要な目的は日本語の教授にあることを、我われは忘れてはならない。このために文学的教材は不可欠なものである。したがってもし言語教育という角度から読本の内容を分析すると、また別

の異なった光景が展開されると信じている。

## 中間総括

以上の内容構成の分析に基づき、第三期国語読本では、実学知識と郷土教材が非常に顕著な地位を占め、日本事物が第三位、さらにその次が道徳訓戒の文章である。前述した如く、第三期は第二期に比べて、内容は質的と量的に共に大きく向上している。もしその後の第四期、第五期と対比すれば、後になるほどに濃厚となる皇国思想と大量の日本教材がない。このため、もし我われが第三期国語読本は全五期の中で内容が最も豊富で、多様化され、かつバランスの取れた教科書であると言ったとしても、当然間違っていないのである。歴史研究者は教科書を資料として研究するのは、通常はその教科書を採用した教育の影響を理解するためである。最近来、多くの研究者が台湾公学校の教學内容に対して興味を抱き、教科書を中心的資料とする研究がまさに着手段階にある。我われが教科書に対して分析を行うとき、往々にして一個一個と項目別に検討しているが、学童が学習する時は、同時に吸収しているのである。したがって教材が生み出す役割は一緒には交ぜになっており、また一体となって交ぜ織りながら作用しているものもある。第三期国語読本を取り上げて言えば、300余編の教科書本文の学童に対する影響は断固として「分門別類(それぞれの部門やタイプごとに分けられる)」ものではなく、渾然一体となっているものなのである。我われがもしこのような一つの歴史現象をどのように掌握するかということは、極めて大きな挑戦である。単純に言えば、公学校国語科の教學をフィルターとして、日本文化、皇国思想、愛国教育、台湾郷土認知、実学知識および道徳訓戒等が、どのようにして台湾学童の心象およびその世界に対する認識を形成していたかについて、我われのより一步進んだ研究と分析を待っている一課題なのである。

## 戦争期の国語読本解説

許佩賢（新竹師範学院社会科教育系助理教授）

1937年に盧溝橋事件が発生し、日本は全面的戦争を発動し始めた。この年に、植民地台湾の公学校は新版の国語教科書、すなわち総督府定第四期国語教科書を使用し始めたが、日本内地の第四期国定教科書より一年早く動き始めたのである。このシリーズの教科書の使用は長くではなく、1941年に国民学校に制度改革されるに伴い、各科教科書は全部改訂され、即ち府定第五期教科書となり、1942年より発行され始め、1945年に戦争が終結する時まで使用された。第四、五期国語教科書の出版、使用こそ、まさに戦争時期全体に重なり合い、我われがこの両期教科書の内容を通して戦争期公学校における「国語」教育を理解できるのである。

### 一、斬新な教科書

第四期国語教科書『公学校用国語読本』は昭和12年(1937)に卷一より卷十二までの全十二冊出版された。この期の教科書が一目でこれまでの教科書と異なることが分かる点は他でもなく教科書の表紙がそれまでのねずみ色からバナナの描かれた薄いピンク色になり、低学年用のもの(卷一から卷五)の挿絵はすべて多色印刷されたことである。これらのカラー図案は現在から見てもやはり十分に美しいものであり、当時はきっと児童の目を強く引き寄せたことは想像に難くないものである。

卷一は最初に頁を開けると、両頁に連続して描かれているのは彩色された国旗掲揚の情景である。日の丸の旗が旗竿の上に高々と掲げられ、すべての学童と教員の服装がそろっており、隊伍整然としてポールの先に掲げられた日の丸の旗を仰ぎ見ているのである。この後に連続する数頁はすべてカラーの絵図であり、第9頁になってようやく「ハナ、ハチ」(花、蜂)

の文字が出現し、その後に続く頁が「タコ、イト、コドモ」(廻、糸、子供)である。第20頁になると、「ホン ガ アリマス。カバン ガ アリマス。」という簡単な文が始まり、それは卷一の終わりまで続いており、すでにそこには幾つかの簡単な寓話的物語が収められている。

前三期の教科書と比較すると、表紙の改変と低学年用教科書のカラー印刷以外に、形式面において、第四期府定教科書には幾つかの特徴がある。第一、分量が顕著に多くなっており、第三期卷一は51頁であったが、第四期のそれは72頁あり、三分の一近く増加している。第二は教科書本文中に登場する人物はすべて「改名」されて太郎、花子等のように日本式になったことであり、第三は挿絵中の人物の服装は台湾式のものが顕著に減少し、特に児童あるいは若者の服装は多くは国民服であり、女の子の多くはセイラー服あるいは簡単な洋装になっていることである。

台湾総督府図書監修官の加藤春城は明白に次のように指摘している。即ち、この期の読本の分量増加は、特に国民精神涵養に役立つもの、および産業、交通に関する教材が特別に増加されており、童話、神話、伝説も旧読本より増え、気候・季節の問題もまた教材の中に考慮して配分されている。挿絵については「本島人の服装は和服と洋服を主とし、伝統的な台湾服を避けている。これは挿絵を通じて、風俗の改良を達成して、内地人的風格の雰囲気に同化させることを考えたものである。本島人の名前はすべて太郎、花子などの内地名を用いたが、姓については暫くの間は改めず、もし姓が木下、山川である人はすべてやはり日本人を指している。近い将来、社会情勢が変われば、高学年においては、本島人の姓でも内地式に改めができるようになるかも知れない。」<sup>1</sup>と述べている。

台湾より一年遅れて使用され始めた日本内地の国定第四期教科書が、すなわち「サクラ読本」の別称で有名なものである。表紙の色が変わり低学年用教科書にカラー印刷が採用される等の変化の面においては、台湾と日

---

1. 加藤春城「公学校用国語読本卷一、卷二編纂要旨」(『台湾教育』第419号；1937年4月；3-13頁所収)

本は共に同じであったが、第四期国定国語読本には教科書本文の内容とその形式にさえも極めて大きい変化が見られた。最もよく引き合いに出されるものは卷一の冒頭から単字教育を用いずに韻文を採用したことである。「サクラ読本」卷一の初めに登場する文字は「サイタ、サイタ、サクラガサイタ」であり、音読してみるとかなり流暢に読め、その上にカラーの桜花の絵とマッチして、確かに耳目を一新させるものであった。一字一字からでなく韻文から教え始めたことは、大正以来の児童文学運動の影響を受けたものであり、教材は児童の心情を考慮すべきであり、児童の生活から出発しなければならないと主張したのは、日本国語教育史における一大变革であるということができるのである。

しかし、このような変革は決して台湾にまで持ち込まれることではなく、台湾の教科書は依然として相変わらず単字教育から始めていた。総督府の図書監修官加藤春城は、内地の韻文で始まる教科書は、日本本国で生活して、日本語で生活する環境にある児童のために編纂されたものであり、決して植民地において、日本語を熟知していない児童に適用されるものでないと指摘している<sup>2</sup>。このことから分かるように、日本内地の国語教科書が文学読本の立場で編集された時、台湾の国語教科書は依然として言語読本の見地から編纂されていたのである。

第五期府定教科書は国民学校制度に改革された二年後(1942)に始めて発行され始めた。低学年用教科書の書名は『コクゴ』と題字され、一、二冊目は『コクゴ』と片仮名を、三、四冊目は『こくご』と平仮名をそれぞれ用いていた。四冊すべてカラー印刷され、一、二年生で使用される本の表紙は薄いピンク色で、その下のほうに小鳥の群れが描かれていた。三年生から使用される教科書は『初等科国語』という書名がつけられ、全部で一より八までの全八巻発行され、表紙には草花と蝶々の図案があり、これらの表紙の図案はすべて日本内地の教科書とは異なっていた。この他に、内

---

2. 加藤春城「公学校用国語読本卷一、卷二編纂要旨」(『台湾教育』第419号；1937年4月；3-13頁所収)

地の教科書と極めて異なる点がまだあった。それは即ち第五期国定教科書の低学年用国語教科書の名称が『ヨミカタ』であり、この書名からも判るように、日本内地で使用される低学年用教科書で重視したものは、児童に彼等が熟知する言語で学習させるが、台湾の国語読本は依然としてその外国語教科書としての性質を改変していなかったのである。

第四期府定教科書の幾つかの特徴を前述したが、第五期府定教科書においてもまた同様に以下のことを看取しうるのである。即ち、これは両期教科書が共に大正以来の児童を中心とする教育改革の重視を同じように継承し、かつ共に戦争期に発行、使用された教科書であるために、若干の共通した特徴が存在するのである。勿論、戦局の発展と情勢の変化に伴い、教科書もまた異なった様相を呈したのである。

## 二、戦争期教科書の特色

戦争期教科書には二つの最も大きい特色がある。第一は濃厚な戦時的色彩および総力戦体制下の精神的動員に応えるために益々強化された皇国意識形態(イデオロギー)である。第二は大正以来の新教育運動の精神を継承して發揚し、児童の心理に注意を払い、児童の興味を喚起するために生活、郷土教材に重点を置き、かつ文学的興味を増やし、教材編集において「読物化」する傾向があることである。このような情勢は各科教科書すべてにおいて顕著に看取しうることであり、「国語」読本もまたその例外ではない。一方では教材内容の面白さに注意し、他方ではまた「国民精神涵養」教材も強化したのである。

第四、五期「国語」教科書本文の叙述は、各教科書の中に見え隠れするように、一人の主役が設定され、主役自身の経歴から出発する、あるいは「私」あるいは「私たち」を主語として、児童が教科書に対して更に容易に共鳴するようにさせている。例えば「台北」(四)(6:24)という課は、以前の教科書では、多くは記述して紹介する方式を用いて台北の人口、位

置などを説明していたが、この第四期読本では、台北から来た叔父さんと主役の春雄の対話を通して表現している。同期卷七「東京」(第24課)もまたすべて対話、実際の旅行あるいは実際の旅行経験を通じてその土地の特色を紹介しているのである。児童の生活経験を重視し、児童の実際的取り組みを奨励していることから、大正以来の児童文学運動の成果を見て取ることができる。第五期読本にはまだ多くの芝居脚本の形式を採用している教科書本文があり、児童が実際に教科書本文中の主役を演じることができるようにして、児童の学習に対する興味を引き出させている。例えば『こくご』四「浦島太郎」(第7課)、『初等科国語』五「浜田弥兵衛」(第19課)はいずれも以前にあった教材であるが、第五期読本になると、すべて芝居の脚本形式に改めている。

皇国意識を強化する教材においては、前からあった「アメノイワヤ(天之岩屋)」「ヤマタノオロチ(八岐大蛇)」以外に、第四期読本には「クニヒキ(牽引土地国造)」(第四期3:15; 第五期『こくご』4:11)、「シロウサギ(白兔)」(第四期4:22、第五期『初等科国語』4:22)、「テンソンコウリン(天孫降臨)」(第四期5:16)等の建国神話以外に、「神風」(第四期7:20; 第五期『初等科国語』3:15)という題名がつけられた蒙古軍の日本攻撃失敗を記述した歴史教材が「国語」読本に登場した。『初等科国語』の時代に入ると、また伝説上の人物『弟橘姫』(第五期『初等科国語』5:2)、「瓊瓊杵尊」(第五期『こくご』3:24)および「古事記」(第五期『初等科国語』7:19)、「万葉集」(第五期『初等科国語』8:9)等の古代の典籍からも教材として採用された。

戦争期においては、児童の当時の戦争に対する認識を鼓舞するために、この時期の「国語」読本には更に極めて顕著な特色がある。即ち、それは日中戦争ないしは太平洋戦争の戦況を教材として収録されたことである。そこには戦争で戦死した将兵の勇敢な事跡、国家への奉仕を奨励あるいは関連する政策に協力する教材、「大東亜共栄圏」各地の風光を紹介する教材等などが含まれていた。例えば第四期「国語」読本には、「西住大尉」

(1938年戦死。第四期7:10; 第五期『初等科国語』3:24)、「空中戦奮闘」(第四期8:22)、「大亞湾敵前上陸」(1938年10月。第四期10:3)、「杉本中佐」(1937年戦死。第四期12:2)……等は日中戦争と関連する教材である。昭和18年(1943)より発行された『初等科国語』は更に一步進めて、真珠湾攻撃後の戦況あるいは戦死した英雄、例えば「空の軍神」(1942年戦死。第五期『初等科国語』7:7)、「山本元帥の国葬」(1942年。第五期『初等科国語』7:9)、「鉄鯨の奮戦」(1942年ミッドウェイ海戦。第五期『初等科国語』8:7)等が教材として採用された。

この他に、国家への奉仕を奨励するあるいは関連する政策に協力する教材もまた人々に注目された。例えば「映画上映会」(戦争映画の上映。第五期『こくご』4:18)、「松下君の兄さん」(出征する人達の歓送。第四期6:15)、「可愛い伝令」(伝書鳩。第四期8:14; 第五期『初等科国語』4:12)、「慰問袋」(前線兵士に送る品物。第四期8:23; 第五期『こくご』3:10)、「日本の軍隊」(第四期9:5; 第五期『初等科国語』5:18)、「興亞奉公日」(第四期9:6)……等がそれである。さらに「大東亜共栄圏」の各地に関する教材もある。例えば「新南洋群島」(第四期8:20)、「満州国」(第四期10:19; 第五期『初等科国語』6:7)、「南方巡り」(第四期12:17-18)。「ジャワ風景」(第五期『初等科国語』7:11)、「宝塔の国」(ミャンマーを指す。第五期『初等科国語』8:8)、「マライを進む」(第五期『初等科国語』8:15)、「サラワクの印象」(第五期『初等科国語』8:17)……等がそれである。これらの教材は教科書の本文を戦況の報道や政策の宣伝を行う文集に変えてしまったのである。

### 三、教材内容の分析

上述の紹介から戦争期国語教科書の特色を大体理解することができる。しかしそれ一歩進めて教科書全体の教材内容の分布情況を理解できるようになるため、以下の類目表を策定し、教材内容を日本事物、皇國史觀、日

本の国家関係(特に日中戦争に関するもの)、実学知識、台湾事物およびその他読物類等の6項目に分類し、それぞれA、B、C、D、E、F(表一参照)で表示して、第四、五期教科書の教材分布状況を総合的に考察した。

表一 戦争期教科書教材内容類目表

類別	類 目	次 類 目
A	日本事物	日本文化、日本郷土、日本民間故事、日本伝説
B	皇国史觀	日本歴史、歴史人物、開国神話
C	戦争・日本国家関係	戦争、動員、帝国、戦時生活、国家象徴、愛国心
D	実学知識	博物、地理、物理、化学、産業、技術知識
E	台湾郷土	家、学校、台湾風物、台湾郷土、台湾年中行事
F	その他読物	文学類、詩歌、生活記事、一般性記事、一般生活規範

教科書の内容に対して分類を行うことは、極めて困難なことであり、類目の設定もまた完全に混同を排斥することが難しいため、教材の内容もまた必然的に二種類以上の性質を同時に包含する可能性がある。しかし教科書の全体的な印象を掌握し、教材内容の分布状況を通じて理解できるようになるためには、やはり一つの有効な便法とせざるを得ないのである。このため本文でも戦争期の教材に対して一つの分類表の設計を試みた次第である。植民地台湾において、教材内容の中で重要な指標は他でもなく日本(内地)および台湾(植民地)の2個の対立する項目である。したがって「日本事物」(A)および「台湾事物」(E)の2項目は必然的に不可欠なものなのである。その次に、戦争期の特殊な状況下で、戦争への動員が最高指導原則であり、帝国が外国に対して発動する戦争において、日本国家を強調する象徴(国旗、国家、国土)と帝国臣民を動員する愛国心をそのために借用するのである。このため、「日本国家関係教材」(C)もまた戦争期教科書の重要類目なのである。「日本国家関係教材」(C)は日本が当時まさに発動したばかりの戦争において呈した日本国家にやや偏りすぎの嫌いがあるのである。しかし教科書中にはまた日本歴史の発展、日本歴史人物、開国神話あるいは皇室人物および皇室の由来に関する教材が多数あり、日本国家とも関連が

あり、かつこれらの歴史的発展を強調することもまた正に進行している戦争とも関係が全くないと言い切れない。しかし基本的にはやはり別途に歴史上の日本を主として強調している「皇国史觀」(B)の1項に帰属しうるのである。

A、B、Cの三者は実は極めて区分し難いものである。一般的に言うと、Aの「日本事物」の範疇が最も広いが、しかしながら最も異論の出ないものである。このため分類を設定する時には、Cを最優先させ、もし同時にA、B、C三者のうちの二者の特色があれば、区分の優先順序はC→B→Aであり、ただ最優先される項目にのみ区分される。例えば「クニヒキ」という課は、日本の開國神話であるので、「日本事物」(A)であるといえる。しかし開國神話であるために、「皇国史觀」(C)に分類されるのである。

近年来、日本植民地統治期に対する歴史的評価について素晴らしい検討があった。それは「植民地の近代性」に関する検討である。しかし教育の領域においては、一体どれほど「植民性」があり、どれほど「近代性」があるか、両者の区別はどのようにして提示され、選択され、受け入れられるあるいは受け入れられないか等などについては、教育史研究が必ず回答すべき問題である。このため、教科書における実学知識の提供とその比重もまた重要な課題であるので、特に「実学知識」(D)類目を設定した。Dの優先順序はAより高いため、もし日本事物により実学知識を紹介するものであれば、Dに分類している。しかし植民地教科書は本土の事物を例にするのにはやはりその特殊な意味があるので、台湾がもし台湾事物で実学知識を紹介するのであれば、台湾を優先させて、Eに分類している。

最後に、基本的には、「国語」教科書は言語能力を養成するために編纂された総合的読物であるために、文学作品、詩歌、一般的記述、叙情的文章等は、当然「国語」教科書の主要な内容であるべきである。ただ文章それ自体には当然ある種若干の意識形態(イデオロギー)の加重を受けているので、研究者は自己の必要性に基づきこれらの特殊な意識形態(イデオロギー)を抽出し、その他の残ったものはこれらを一般的読物と見なし、こ

これらの帰属する類目を「その他読物」(F)として設定した。一般的な生活題材は「台湾郷土」(E)とややもすれば重複するところがあるので、もし台湾特有の風物が顕著に現れておれば、Eに分類することにした。

上述の説明に基づき、分類全体の優先順序は次のように設定した。即ち、  
C > B > E > D > A > F。

この類目表に基づき、第四、五期「国語」教科書について統計をとると、下記のような結果が得られた。

下記の二つの表からいくつかの傾向が明らかに看取しうるのである。第一、実学知識の比重は第三期読本より大幅に減少したが、このような現象は日本内地で使用されている国定教科書にも同様な傾向がある。台湾関係教材の比重が最も低い。日本事物、皇国史觀、日本国家関係三者全体の教材が、教科書の主要な内容になっており、三者を総合した比重は、第四期が43.8%であったが、第五期には62.4%の高さに達している。第二、戦況がますます激烈になるに伴い、教科書の中には戦争に関する教材が激増して、第四期から第五期読本までに20%近く増加しているのである。

表二 第四期国語教科書教材内容分析

類別	類 目	三 冊	四 冊	五 冊	六 冊	七 冊	八 冊	九 冊	十 冊	十一 冊	十二 冊	合 計	百分 率 %
A	日本事物	3	4	2	2	1	4	2	2	0	3	23	9.9
B	皇国史觀	2	2	3	2	4	4	5	6	3	3	34	14.6
C	戦争／日本 国家関係	1	2	1	4	4	4	5	5	9	10	45	19.3
D	実学知識	0	0	0	0	1	0	3	2	4	3	13	5.6
E	台湾事物	1	1	0	0	3	6	5	1	2	0	19	8.2
F	その他読物	16	13	16	16	11	6	5	9	4	3	99	42.5
合 計		23	22	22	24	24	24	25	25	22	22	233	100.1

表三 第五期国語教科書教材内容分析

類別	類 目	三 冊	四 冊	五 冊	六 冊	七 冊	八 冊	九 冊	十 冊	十一 冊	十二 冊	合 計	百分 率 %
A	日本事物	5	5	1	3	2	2	1	2	0	1	22	10.1
B	皇国史觀	1	3	5	3	3	4	4	3	4	2	32	14.7
C	戦争／日本 国家関係	2	4	6	6	9	14	7	9	11	14	82	37.6
D	実学知識	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	6	2.8
E	台湾事物	1	1	1	2	1	0	1	0	1	0	8	3.7
F	その他読物	13	9	11	10	9	3	5	3	3	2	68	31.2
合 計		22	22	24	24	24	24	19	19	20	20	218	100.1

#### 四、台湾人教材の登場

最後に、特別に注意すべきことは、『初等科国語』において、台湾人を主人公とする「君が代少年」(第五期『初等科国語』3：6)、「サヨンの鐘」(第五期『初等科国語』5：17)の2教材がさらに加えられたということである。

台湾人を主役とする教材は、戦前の教科書では極めて稀にしか見られない例である。「君が代少年」の主役はある一人の漢民族の小学生であり、昭和10年(1935)に台湾中北部で大地震が発生し、当時公学校三年生であった詹徳坤が負傷して病院に搬送されたが、次の日の正午、重傷により危篤状態となったが、「君が代」(日本国家)を歌いながら亡くなったのである。その後に有志の人々が募金活動を始め、彼のために銅像を作ろうとした。翌年に完成して、詹徳坤が勉強していた苗栗公館公学校に設置された。これが即ち「国歌(君が代)少年」の物語である。この教科書本文の叙述の中で、詹徳坤は実に「立派な児童」であり、彼は平生から日本の宗教儀式を実践し、日本神道信仰の護符に礼拝し、台湾語を話さず、「国語」重視を

堅持し、また国歌を崇拝し、しかも自分が重傷を負いながらも、母親の安否を心配していたと記述している（これらはすべて修身教科書本文中で教える徳行である）。この物語は統治者のために一つの宣伝として使用できる典型を提供したことにより、戦争期に植民地台湾人の戦意を向上させる為に作り上げられた統治のための神話であると言うことができる<sup>3</sup>。

「サヨンの鐘」もまた同様に一つの統治神話である。サヨンの物語は宜蘭の南澳で発生した。彼女はタイヤ族リヨヘン社の少女で、教育所を卒業後、女子青年団員になった。昭和13年(1938)、日本が中国に対して正に武漢攻略戦を発動しようとしていた時に、教育所の恩師が召集令状を受けたので、サヨン等女子青年団員のメンバーが恩師のためにトランクを担いで、恩師の出征を見送って行くことを決めた。ところが生憎なことに暴風雨に遭遇し、途中で橋を渡る時に、サヨンはトランクと共に急流の中に落ちてしまった。その後、長谷川清が台湾総督に任命された時、この物語を聞き、深く感動したことを表すために、鐘を1個鋳造して、その上に「愛國乙女サヨン」と記し、リヨヘン教育所の校庭に設置したのである。これが他でもなく「サヨンの鐘」の物語なのである。この物語はその後さらに映画化されて、「君が代少年」よりさらに広く流布され、神話的効果としては、おそらく「君が代少年」より思いのほか大きかった<sup>4</sup>。この物語は戦争(教育所の恩師が赴くのは日中戦争の戦場である)を鼓吹する以外に、特に物語の主役が原住民の娘であり、しかも昭和5年(1930)に霧社事件を起こしたタイヤ族の人間であるために、このことにより日本の原住民に対する教化の成功をさらに証明しうることになったのである。この二つの

3. 参照：周婉窈「日本占拠末期「国歌少年」の統治神話およびその時代背景」(『歴史月刊』第32期；1990年9月；81—85頁所収)および森宣雄・呉瑞雲「君が代少年」(『台湾大地震』；台北遠流出版社；1996年；163—168頁所収)
4. 「サヨンの鐘」の物語については次の論文を参照することができる。

周婉窈「「サヨンの鐘」の物語およびその波瀾」(『歴史月刊』第46期；199111月；44—49頁所収)および恩浩邦「歴史の流変(変遷)と多声(多数説)——「擬人呉鳳」と「サヨンの鐘」の人類学的分析」(台北；台湾大学人類学研究所修士論文；1995年)

「真人真事(実在の人間と本当の出来事)」が戦争末期に、台湾総督府出版の国語読本の中に登場した意義、及び教材に変遷する過程(出来事の発生から教材に編成されるまでの過程)でどのような操作が行われたかについては、さらに深く深く検討すべきである。

『初等科国語』教科書全体の最後は「公民奉行会」(第五期『初等科国語』8:20)という課を六年制国民学校国語教材の総括にしている。

皇民奉公会は昭和16年(1941)に成立し、すべての台湾人で組織された団体(規約第三条:「本(皇民奉公)運動を実践するため、全島民を以って皇民奉公会を組織する」)であり、台湾総督が総裁に任じられて、皇民奉公運動(規約第一条:「本運動は全島民の臣道実践運動であり、皇民奉公運動と称する」)を推進し、その目的は「國体の本義に基づき、皇國精神の貫徹に力を致し、島民各々公事を重んじて職を守り、拳島一致してよく神道に尽くし、以て国防国家の体制を確立し、東亜新秩序の建設を期す。」(規約第二条)にある<sup>5</sup>、となっているのである。

「皇民奉公会」という課は第四期教科書中にすでに紹介的な本文として出現していたが、第五期では国民学校六年制国語教材を総括する「皇民奉公会」という課において、父親、母親、娘正子の対話を通して、一体何が「職場奉公」であるのか、また一体何が国防国家および皇民奉公会の組織であるかについて詳細に解釈している。両親が子供に次のようにさとして述べている。即ち、今商売をしているのは金を設けるためでなく、また働くのも給料をもらうためでなく、国家のためである。これこそが「職場奉公」である。もし国民がみなこのようであれば、国家は強くなり栄えるであろうというのである。かつその上に最後の段落では次のように記述されている。即ち、

父親は笑いながら言いました。「……この頃(公民奉公会成立後)、『台湾一家』のために、台湾全体が一つの家庭になり、六百五十万人の家

---

5. 佐藤源治『台湾皇民練成講話』台北；新高堂書店；1941年；188-189頁

族ができた。これこそ本当に素晴らしいことだよ。」私と母親も大笑いし始めた。

このように和気藹々とした雰囲気で終わっている。一方では総督府の政策を児童に十分に伝達し、他方ではまた児童が教科書を閲読する興味を考慮して、児童を知らず知らずの内に教科書文中の登場人物に融合させてしまうのである。これが正に戦時期教科書について前述した二大特色なのである。

### 結　　語

確かに、戦争末期になると、通常的な空襲、疎開あるいは勤労奉仕に動員されるために、学校における授業は大部分が中断され、(特に末期は)教科書の児童に及ぼす影響にはあるいは限りがあったかもしれない。しかし、戦局が日ごとに拡大する情勢下では、各方面的動員はすべて益々切迫したものとなり、統治者の学校教育による児童に対する精神的動員を行う意図もさらに顕著に教科書の中に現れてきた。このため、戦争期の教科書に顕現した統治者の意識形態もまた以前の教科書よりさらに顕著で、しかも更に露骨になり、教科書をまるで政令を宣伝して誘導する宣伝文集にしてしまったのである。国民学校時代には新しい教育観と教育方法が現れてきたが、その本質は政治に奉仕する手段であることは、教科書の内容から顕著に看取しうるのである。

# 『台湾教科用書国民読本』の国語学的研究

中田敏夫（日本愛知教育大学教育学部教授）

## 中国語摘要（許佩賛訳）の日本語訳文

台湾総督府民生部学務課は日本語を完全に理解していない台湾人に対して国語教育を行うために、模索しながらそれまでの内地国語教科書と完全に異なる『台湾教科用書国民読本』(以下『国民読本』と略称する)を編纂したが、その中で特別な点は1課の中に「本文」、「応用」、「土語読み方」の三部分を含んでいることである。このような編纂方式もまた「教科書言語」の選択に見ることができる。本文は国語読本の中の語彙、文法、表記法および文体について概論し、かつその上に内地の標準語成立過程と相互に対照して、本書が内地標準語確立の先駆的役割を果たしたことを指摘し、同時に編纂者の教科書言語確立に対する立場を考察している。

語彙方面において、親族呼称と人称代名詞を例に挙げることができる。統治初期、国民読本以外に、更に『台湾適用会話入門』等の書があり、いずれも内地第一期国定国語教科書(1903年)より更に早く使用された後、やがて標準語の「オトーサン」(父親)、「オカーサン」(母親)、「オヂイサン」(祖父あるいは同輩分の男性年長者)、「オバアサン」(祖母あるいは同輩分の女性年長者)が定着した。この他に、一般的にすべて第一期国定教科書から普及したと言われている第一人称「ワタクシ」(我)、「ワタシ」(我)および第二人称「アナタ」(爾)もまたすでにいずれもこれらの書物で早くも使用されていたのである。

文法方面において、一般的に内地の言文一致は第二期国定国語教科書(1910年)から完成されたものであると言われているが、しかし国民読本が選択した文法は、台湾国語教授研究会の検討を経て、内地の標準形式より更に一步早く存在していたのである。例外もあるが、存在を示す語「ある・ている」、サ変受動態の「(一)される」、過去の否定語「なかった」、

否定語「ない」はすべてすでに国民読本の中で使用されていた。もし台湾のこののような現象は「東京で教育を受けた中産階級の口語を採用して」標準語とした結果であるというならば、必ずしも第二期国定国語教科書の出現を待つまでもなく、当然すでにこのような結果に到達していたであろうと、あるいは我われが言うことが許されるかも知れないのである。

表記法に関しては、国民読本にも異なる特色があり、以前の内地の国語教科書およびその後の台湾で出版された国語教科書とは異なり、国民読本は表音式仮名を徹底的に採用している。表音式は初期統治資料でも見ることができるので、あるいは台湾人と対面した時の考慮に基づいた実用的便宜的な措置であったかも知れないのである。しかし、国民読本は表音主義の原理に立脚して、理論面において検討を加えた結果なのである。この他に、国民読本もまた第一期国定教科書がかつて試みに使用した「長線仮名」(棒引き仮名遣い)より更に早く使用しているので、それは表音主義が教科書に適用できるか否かを試す試金石であったと言うことができる所以である。このため、国民読本の重要な意義の一つこそ、これが日本の公共機関としての台湾総督府により編纂され、教科書史上で最初に表音主義を試行した教科書である点にあるのである。

文体の問題に関しては、国民読本は文末には尊敬体を採用し、すべての品詞は一般的な文章においては、すべて「ます」を統一的に使用し、会話では「ござります」(「赤くあります・赤うござります・静かであります・静かでござります、行きます・行くのでござります」)を用いている。台湾人が使用する教科書であり、複雑な日本語の尊敬体の使用を避けるため、ただ単純化された形態を提示するに止めている。しかし上述した徹底した体系性から見ると、我われもまた編集者が教科書言語の堅持を確立しようとしたことが看取できるのである。

最後に、筆者は編纂者の一人である杉山文吾「仮名文章の書き方について」の一文を挙げている。その文中から、編纂者がどのように台湾教育に従事してこそ、始めて台湾人を「日用で通用できる」ようにさせるかにつ

いて、編纂者が十分に真摯に模索しているかを、見て取ることができる。国民読本編纂者自身から、内地でも通用する教科書言語を確立したいという彼等の強烈な意識および台湾国語教育に対する責任感を、我われは感じ取ることができるのである。

## 『台湾教科用書国民読本』の「土語読み方」について ——導入の背景と「台湾語」かな書き論——

富田 哲（淡江大学日本語日本文学部助理教授）

### 中国語摘要（許佩質訳）の日本語訳文

最初に台湾総督府が編纂した国語教科書『台湾教科用書国民読本』には、「台湾土語読み方」専用欄があり、片仮名で閩南語の短文を表記していた。このシリーズの教科書が編纂された時、正に「内地」では仮名遣いと漢字等の国語と国字問題が熱烈に討議されている時期であり、台湾の教育関係者の間で『台湾教科用書国民読本』の日本語部分を編纂している時にも、また表音仮名方式を採用する傾向にあった。しかし、仮名の効用は単に日本語の表記だけにあるだけでなく、更に普遍的な観点から思考できると、一部の関係者は考えていた。つまり、仮名は「土語」を表記するのに用いることもできれば、更にその実施を試行してよいと考えていたのである。

台湾総督府に勤務していた小川尚義(1869-1947)は、当時の「国語」教育の中心的人物の一人であった。日本語の表記体系は表音的でないということを厳しく批判し、このような言語観に基づいて、彼もまた仮名で「土語」を表記することを主張した。しかし、個々の学生の閩南語発音が決して同じでなく、もし漢字で表記すれば、発音の差異は表現することができなかった。然しながら仮名で表音した結果、発音の差異を明白に顯示させることができた。

「土語」の仮名表記法は確かに一部の関係者の関心を引き起こし、『台湾教育会雑誌』上で多くの議論がなされた。仮名による「土語」表記の普及を意図した小川尚義は、単にこの一連の方法を公学校教育に導入しようとしたばかりでなく、これを書齋にまで推し広めることを企てた。彼はこの仮名表記の普及を利用して、仮名表記を単に極少数の人が使用できる特殊

な知識であるばかりでなく、簡単で実用的な意思疎通方式にできるように希望した。このような考え方の根底には、表音方式で表記された文字体系(仮名)は、「我手写我口(自分の手で自分の話を表記する)」ことができない文字体系(漢字)より、更に先進的で文明的であるという考えが存在しているのである。

しかし実際には、この種の「土語読み方」は教育の現場では決して真剣に教授されなかったようである。「土語読み方」が採用した仮名書き方式は、実は「国語」教育を超越し、同時に「国語」と「土語」をその中に包摂した更に大きな規模の構想の下でなされたプロジェクトの一つであったが、その実施はただ一部関係者の熱意のみに基づいて推進され、その他に原動力が存在しなかったために、大部分の教育関係者には真摯に受容されなかつた。このため、『台湾教科用書国民読本』に取って代わり、1913—1914年に刊行された新教科書『公学校用国民読本』では、もはや「土語読み方」は採録されなかつたのである。

## 解題

ここに日本語訳した論文・解説文の原典資料となったのは、日本統治期の台湾総督府が相前後して全五期にわたり発行した国語教科書である。それぞれ第一期『台湾教科用書国民読本』十二巻(卷一の初版発行年度は1901年、以下同じ)、第二期『公学校用国民読本』十二巻(1913)、第三期『公学校用国語読本』十二巻(1923)、第四期『公学校用国語読本』(第一種)十二巻(1937)、第五期『コクゴ・こくご』四巻および『初等科国語』八巻(1942)、合計六十巻である。

第一期教科書は1901年度から1912年度まで12年間、第二期教科書は1913年度から1922年度までの10年間、第三期教科書は1923年度から1936年度までの14年間、第四期教科書は1937年度から1941年度までの5年間、第五期教科書は1942年度から1945年度一学期までの3年間と一学期間、それぞれ使用されたことになる。

この使用期間から見ると、第一期が12年間、第二期が10年間、第三期が14年間といずれも10年以上であるのに対して、第四期が5年間、第五期が3年間強になり、その使用期間が前三期それぞれの半分以下の使用年数になっている。第五期の使用期間が特に短いのは言うまでもなく、日本がポツダム宣言を受諾して敗戦国になったからである。

次に各期教科書初版がすべて刊行されるのに要した期間についてみると、第一期が3年間、第二期が2年間、第三期が4年間、第四期が6年間、第五期が3年間である。単純計算すると、平均3.5年間弱である。第三期は平均より0.5年間長いが、この期の教科書使用期間は全五期の中で最長の14年間である。ところが第四期は全五期平均の2倍弱の6年間掛かっている。しかも使用された期間が全五期の平均使用期間9.9年間強の約半分の5年間である。

なお各期教科書の再版回数を見てみると、第一期から第三期まではその使用期間が10年間以上であったため、それぞれ10版(刷)から18版(刷)

重ねているが、第四期と第五期はそのほとんどが初版の再版もしくは最高で3版(刷)止まりである。

以上の各期教科書の出版・刊行事情、使用状況について、単にその年数という面から見ても、第四、五期がそれ以前の第一、二、三期と際立って異なることが判明する。それは1937年7月7日に北京郊外で盧溝橋事件が勃発して、日中戦争という全面戦争に突入したからである。したがって、本書の第四論文：許佩賢執筆「戦争期の国語読本解説」(以下「第四論文」と略称する)がこの第四、五期を「戦争期の国語読本」として解説と総括を行っているのは極めて妥当であり、当然のことである。

順序が逆なったが、第一論文：周婉窈・許佩賢共同執筆「台湾公学校と国民学校国語読本総解説——制度沿革、教科と教科書」(以下「第一論文」と略称する)は、日本統治期台湾の初等教育創設の経緯および制度の変遷、カリキュラム編成の変化および各期教科書編纂の梗概を紹介しており、本書の基調報告的役割を果たしている。第二論文：蔡錦堂執筆「『台湾教科用書国民読本』と『公学校用国民読本』」(以下「第二論文」と略称する)は第一、二期の両時期を、第三論文：周婉窈執筆「『公学校用国語読本』の内容分類の紹介」(以下「第三論文」と略称する)は第三期をそれぞれ取り扱っている。そして上述したように、第四論文が第四、五期を取り扱い、ここに全五期、60冊の台湾で刊行されて使用された国語教科書に対する総論的解説と各論的考察により、周到な基礎的研究の基盤が構築されているのである。以下に冒頭の「序に代えて」から第四論文まで順を追って解題する。

## 「序に代えて」

この序文とも言うべきこの文章のハイライトは、その第三段落にある。即ち、

否認すべからざることは、国(日)語、修身、歴史、地理等はいずれも殖民初等教育における国家意識と民族アイデンティティーを養成す

る主要学科であり、その教科書は「集団記憶(集団記憶)」を築き上げるために系統的、普及的、権威的知識を提供していたことである。だがたとえこのようであったにも拘らず、学者はこの時期の日本語教育を研究した結果、日本統治終末期に日本語を習熟していた台湾人は人口の約80%に達していたが、しかし台湾人は決してこのために言語アイデンティティーを改変することなく、終始日本語を外国語と見なしており、日本語もまた台湾語に取って代わって台湾人の生活言語となることもなく、せいぜい台湾を「バイリンガル併用」社会に変えたに過ぎなかったと指摘しているのである。他方では、日本語は台湾人が現代知識を吸収する主要な道具となり、台湾人は日本語を通して現代欧米の基本的科学技術と文化を吸収し、現代的な衛生観念を受け入れ、新しい観念と新しい制度がしだいに日常生活の一部になった。換言すれば、日本語は台湾社会の近代化に対してかなりの推進的役割を果たしたのである。

この段落は第四論文の最終章「総括」の対極にあるものである。つまり前者は日中戦争前における国語教科書の肯定面を台湾人研究者としての矜持をもって述べたものであり、それに対して後者は後にも論及するように、日中戦争期の国語教科書が果たした役割、つまり台湾人としては当然否定されるべき側面を総括しているものである。両論とも日本人として謙虚に傾聴すべきである。なお最終段落には半世紀にわたって存在した教科書60冊を収集した過程を簡単に触れているが、玉川大学関係者をはじめ日本人研究者の協力があったことが記されている。資料収集のみならず、この原典資料の教育、歴史、言語などの多方面の研究に日本人も積極的に参加して協力すべきであると痛感した。

## 第一論文

「まえがき」では台湾教育史研究における教科書、特に国語教科書の原典資料としての重要性を強調した後、「一、植民地台湾初等教育機構の設

置」では明治期日本における中国語教育、特に発音表記法に関しても具体案を提起した井沢修二が台湾総督府初代学務部長としてまず日本語教育を「当前緊要の教育事項」して取り組み、1896年度に「国語伝習所」が設置された経緯とその教育内容が、次いで1898年度に開設された「公学校」とその教育目的がそれぞれ紹介されている。「二、公学校から国民学校まで」では1898年度から1940年度まで存続した「公学校」制度の沿革と制度改革を、また特に原住民児童の教育施設を、さらに表を用いて教科と課程をそれぞれ記述している。「三、国語科およびその読本」ではまず「国語科の沿革」についてその出現から説き始め、次に「国語」科の教授要旨を、さらに本土と同様に1941年度に「国民学校」に改組したことにより、「国語」が「国民科」に統合される過程を述べている。この後に本書の主題である「国語読本の梗概」に論及して、読本の発行とその時期区分問題を、さらに読本の装丁、製本、挿絵等の印刷出版等のハードウェア側面と編纂執筆等のソフトウェア側面について、『台湾総督府官報』等の公式資料を駆使してそれぞれ詳述している。最後の「結語」は「序に代えて」でも述べていた台湾教育史研究において重要な第一次資料的役割を果たす『國語讀本』の文献的価値と60冊を完全に収集するまでの労苦の過程を述べている。

この第一論文は後に続く第二、三、四論文の論述とその内容を読者が理解し易くするために、60冊の大要および学校制度の沿革を懇切丁寧かつ周到に読者に紹介した記述であるといえる。

## 第二論文

この論文は第一期教科書の『台湾教科用書国民讀本』と第二期教科書の『公学校用国民讀本』の分析を行っている。この二種類のそれぞれ教科書各課本文の内容とその意図する範疇を文学(童話、詩歌、寓話、趣味、遊戯等)、歴史(歴史故事、伝説、伝記、その他)、科学(地理、博物、物理、化学等)、実業(産物、工業、商業、農業)、社会(一)(家、学校、郷土、年

中行事等)、社会(二)(政治、経済、法律、その他)、皇室関係、国家関係(軍事、戦争を含む)、生活(一)(一般生活、その他)、生活(二)(道徳、礼儀、衛生、その他)等の十大項目に分類して、全体の課数の分布状況を統計表で提示している。その結果『台湾教科用書国民読本』の全般的な傾向について次のように分析している。即ち、

表一に基づき、科学的内容(地理、博物、物理、化学等)が教材全体の30.6%(183課中の56課)を占めて、その比率が最も高い。その次が文学方面の教材(寓話、童謡、遊戯等)が、14.8%を占め、さらにその次が生活(二)(道徳、衛生、礼儀等)、歴史(歴史故事、伝説、伝記等)、生活(一)(一般生活、その他)、社会(一)(家庭、郷土、学校、生活行事等)、実業(産業、工業等)、国家、皇室、社会(二)(政治、経済、法律等)の順位になっている。

科学方面に関連する内容が極めて高い比率を占めていることは、我われが注目すべき一つの現象である。もし6.6%を占める実業方面的教材も合併して計算すると、両者は——これを「実学性」と称することができる——合計37.2%(183課中の68課)を占め、教科書全体の三分の一を超過することになる。これは日本が統治した初期、植民地台湾で「資本主義化」の将来計画的な作業をどのように施行して、「開化啓蒙」を行い「実学人材」の基盤育成の基礎固めをしたかを了解する上で、極めて大きな啓示を与えるものである。

文学方面的教材は計27課あり、第二位の高い地位にある。このような現象は一般的な国語教科書には普遍的に存在するものであり、同時にまた児童を中心にする教育思想の表れでもある。ところで生活方面に関する教材は、この時期にはまだ「修身」教科書がなかったため、国語教育もまた同時に修身教育の責務を担っていた。だが実は歴史方面的教材は大方が人物の伝説、伝記であり、全般的に勤勉、節約の類から免れがたいものであり、これらの内容もまた修身教育と互いに密接な関係があったのである。

このシリーズの教科書にある皇室、国家等の所謂国家主義方面的教材はそれほど突出しておらず、分量の面ではただ7課(3.8%)と8課(4.4%)を占めるだけであり、あるいはこれもまた日露戦争前では、日本の国家主義あるいは帝国主義がまだ興隆する時期に突入していなかったことの表象であったかも知れない。

また『公学校用国民読本』の全般的な傾向について次のように分析している。即ち、

科学内容(地理、博物、物理、生活、啓蒙類の教材)が計60課(27.3%)で、首位を占め、その他が順次、文学、生活(一)、実業、社会(一)、生活(二)、皇室、国家、歴史、社会(二)等の順序になっている。実業方面の教材は全部で10課増加して、その増加率が最も高い。生活(二)(道徳、衛生、礼儀)教材が占める比率が以前より少なくなつたのは、この時期に「修身」教科書がすでに出版され、国語教科書がもはや修身教科書の機能を兼ね備える必要がなくなったからである。皇室と国家方面の教材は各々5.5%を占めているが、両者の合計がかえって前期教科書より9課増加しており、ある程度日露戦争後の日本の教育傾向を反映している。

いずれも各期毎の的確な分析と両期の比較対照を交えた分析を行っており、訳者として異議を挟む余地がない。

### 第三論文

この論文は第三期教科書『公学校用国語読本』の内容を分類して紹介している。まず冒頭でこの期の教科書が全五期の中で、最も「深遠」な影響を及ぼしたものであると断言して、その理由を述べている。その後、教科書本文の内容とその教授意図に基づいて、(1)日本歴史、文化、地理；(2)天皇関係・愛国教育；(3)実学知識・近代化；(4)台湾事物；(5)道徳教育；(6)勤労者・尽忠職務；(7)中国事物の7種類に分類している。第二論文や第四論文のように学年別の統計をとっていないが、その趨勢に

ついて次のように指摘している。即ち、

「日本歴史、文化、地理」と「天皇関係、愛國教育」を併合して「日本の事物」と見なすことができ、重複した両課(即ち「菅原道真」(7:1)と「楠公父子」(11:8))を控除すると、総計57課になる。つまり実学知識が68課、台湾の事物が67課、日本の事物が57課、中国の事物が5課ということになる。中国の事物に関する課が少なく、日本の事物に関するものが相対的に多いことはきわめて理解できることである。然しながらさらに人々の注意を引くものは、国語読本中の「実学知識」の分量が相當に多く、しかも台湾の事物に関する課数もまた日本の事物の課数より多いということである。もし課数の多寡に基づき、その順序を新たにすると、下記の結果を得ることができるのである。

実学知識 68課

台湾事物 67課

日本事物 57課

道徳教育 46課

勤労者 6課

中国事物 5課

このように基本的かつ主要な趨勢を喝破するような分析を行い、最後の「中間総括」では次のように結論している。即ち、

以上の内容構成の分析に基づき、第三期国語読本では、実学知識と郷土教材が非常に顯著な地位を占め、日本事物が第三位、さらにその次が道徳訓戒の文章である。前述した如く、第三期は第二期に比べて、内容は質的と量的に共に大きく向上している。もしその後の第四期、第五期と対比すれば、後になるほどに濃厚となる皇国思想と大量の日本教材がない。このため、もし我われが第三期国語読本は全五期の中で内容が最も豊富で、多様化され、かつバランスの取れた教科書であると言ったとしても、当然間違っていないのである。

このように断言しているが、しかしながら次のように謙虚な態度で今後

の研究に臨むべきことを示唆している。即ち、

歴史研究者は教科書を資料として研究するのは、通常はその教科書を採用した教育の影響を理解するためである。最近来、多くの研究者が台湾公学校の教学内容に対して興味を抱き、教科書を中核的資料とする研究がまさに着手段階にある。我われが教科書に対して分析を行うとき、往々にして一個一個と項目別に検討しているが、学童が学習する時は、同時に吸収しているのである。したがって教材が生み出す役割は一緒にない交ぜになっており、また一体となって交ぜ織りながら作用しているものもある。第三期国語読本を取り上げて言えば、300余編の教科書本文の学童に対する影響は断固として「分門別類(それぞれの部門やタイプごとに分けられる)」ものではなく、渾然一体となっているものなのである。我われがもしこのような一つの歴史現象をどのように掌握するかということは、極めて大きな挑戦である。単純に言えば、公学校国語科の教学をフィルターとして、日本文化、皇國思想、爱国教育、台湾郷土認知、実学知識および道徳訓戒等が、どのようにして台湾学童の心象およびその世界に対する認識を形成していたかについて、我われのより一步進んだ研究と分析を待っている一課題なのである。

#### 第四論文

この論文は第四期教科書『公学校用国語読本』と第五期教科書『コクゴ』『こくご』『初等科国語』について分析している。その「まえがき」部分の末尾に

第四、五期国語教科書の出版、使用こそ、まさに戦争時期全体に重なり合い、我われがこの両期教科書の内容を通して戦争期公学校における「国語」教育を理解できるのである。

と述べているように、論文題名も第二、三論文題名のように教科書名を使用せずに、「戦争時期の国語読本解説」と称している。

「一、斬新な教科書」では両種教科書の印刷、製本、装丁、レイアウト等の見た目の体裁上における「斬新」さについて述べ、本土の国定教科書に見られる内容面での「斬新」さが欠落ないし導入されていないことを指摘している。「二、戦争期教科書の特色」では、

戦争期教科書には二つの最も大きい特色がある。第一は濃厚な戦時の色彩および総力戦体制下の精神的動員に応えるために益々強化された皇國意識形態(イデオロギー)である。第二は大正以来の新教育運動の精神を継承して発揚し、児童の心理に注意を払い、児童の興味を喚起するために生活、郷土教材に重点を置き、かつ文学的興趣を増やし、教材編集において「読物化」する傾向があることである。このような情勢は各科教科書すべてにおいて顕著に看取しうることであり、「国語」読本もまたその例外ではない。一方では教材内容の面白さに注意し、他方ではまた「国民精神涵養」教材も強化したのである。

核心を突いた分析を行い、「三、教材内容分析」では教材内容を日本事物(日本文化、日本郷土、日本民間故事、日本伝説)、皇国史觀(日本歴史、歴史人物、開国神話)、戦争・日本国家関係(特に日中戦争に関するもの・動員、帝国、戦時生活、国家象徴、愛国心)、実学知識(博物、地理、物理、化学、産業、技術知識)、台湾事物(家、学校、台湾風物、台湾郷土、台湾年中行事)およびその他読物(文学類、詩歌、生活記事、一般性記事、一般生活規範)類等の6項目に分類し、各冊毎の分布状況を統計表で表示して、次のように分析している。

即ち、

第一、実学知識の比重は第三期読本より大幅に減少したが、このような現象は日本内地で使用されている国定教科書にも同様な傾向がある。台湾関係教材の比重が最も低い。日本事物、皇国史觀、日本国家関係三者全体の教材が、教科書の主要な内容になっており、三者を総合した比重は、第四期が43.8%であったが、第五期には62.4%の高さに達している。第二、戦況がますます激烈になるに伴い、教科書の中

には戦争に関する教材が激増して、第四期から第五期読本までに20%近く増加しているのである。

「四、台湾人教材の登場」では「君が代少年」や「(愛国乙女)サヨンの鐘」が教科書本文として採用された背景には次のような理由があったからだと指摘している。即ち、

この物語は統治者のために一つの宣伝として使用できる典型を提供したことにより、戦争期に植民地台湾人の戦意を向上させる為に作り上げられた統治のための神話であると言うことができるるのである。

さらにこの論文の「結語」は日本人である私には返す言葉もない、正鵠を射た文章で総括されている。即ち、

確かに、戦争末期になると、通常的な空襲、疎開あるいは勤労奉仕に動員するために、学校における授業は大部分が中断され、(特に末期は)教科書の児童に及ぼす影響にはあるいは限界があったかもしれない。しかし、戦局が日ごとに拡大する情勢下では、各方面的動員はすべて益々切迫したものとなり、統治者の学校教育による児童に対する精神的動員を行う意図もさらに顕著に教科書の中に現れてきた。このため、戦争期の教科書に顕現した統治者の意識形態もまた以前の教科書よりさらに顕著でしかも更に露骨になり、教科書をまるで政令を宣伝して誘導する宣伝文集にしてしまったのである。国民学校時代には新しい教育観と教育方法が現れてきたが、その本質は政治に奉仕する手段であることは、教科書の内容から顕著に看取しうるのである。

以上が各論文についての解題である。

さて国語教科書については、翻訳者自身は「サクラ読本」第一期生である。つまり、昭和16年に国民学校第一期一年生となり、六年後には「新制中学第一期」一年生になった世代である。あのカラー刷りの教科書に対する郷愁がかき立てられた次第である。同時に国語の授業は単に日本語や日本童話等だけでなく周辺の学問も国語教科書を通して教えられた思いが深

い。そのことは三十年近く前、中国で勉強した自分の子供たちの「語文(国語)」教科書を見て、その思いをさらに深くした。特に低学年の国語教科書では、最初はローマ字が絵入りで教えられており、次いで日常生活に必要な語彙を表記する漢字が最初に続々と登場し、さらに進むと当時の国名、国歌、国旗、首都、首相の漢字表記の名称等が教材に登場していた。一週間の時間割の半分近くが「語文(国語)」の授業になっていた。低学年では言語教育を通して他の学科も教育しているのである。それは第二、四論文の統計表にも如実に際立って顯示されている。

このような国語科が部分的に担当しなければならない科目あるいは分野は単一のものでなく、複数の科目あるいは分野が複雑に絡み合って国語教材に混入されている。それ故に第二論文ですら一冊の教科書の中のある1課をどの類目に分類あるいは帰属させるかについて、第二、四論文と同様にその分類に苦慮したことが述べられている。第四論文ではその分類の大原則について紙幅を割いて説明した結果、「C > B > E > D > A > F」の公式に帰納している。本書の翻訳者もかつて膨大な文法研究論文の目録を作成した経験があるが、二種類以上の範疇に属する論文の帰属に苦慮したことがある。しかし現在のようにコンピュータを駆使すれば、次のような方法も実行しうると考えている。それは各課毎の分析は不可能であるが、第三論文のように各冊毎の分析をするのであれば、分類項目あるいは類目の範疇に属する語彙をキーワードとしてその使用頻度の統計をとれば、教科書各冊毎の傾向を忠実に反映した統計表が作成可能となると考えている。

早稲田大学にいる翻訳者の友人がすでに偽満州国政府における日本語の「国語」教科書について資料の収集から始めて、それらを原典資料として研究を進めて論文を発表している。またこの紀要に収録された論文を執筆した熊谷明泰氏は朝鮮総督府による「国語(日本語)」教育に関する研究がある。そして本書のように台湾総督府が編纂した「国語(日本語)」読本の研究がすでにある。台湾総督府、朝鮮総督府、偽満州国政府がそれぞれ編纂した「国語(日本語)」読本を比較対照研究することにより、「大東亜共

栄圏」を建設せんと試みた「日本帝国政府」の文化的支配あるいは文教的侵略の全具体像の共通点とそれぞれの特徴あるいは個別性を明確に描きうるのではないかと考えている。このような想いに駆られたのは、朝鮮半島では日本式氏名への「創氏改名」を迫られて憤死した人々がいたのに対して、台湾では第四論文で次のように指摘されている。即ち、

本島人の名前はすべて太郎、花子などの内地名を用いたが、姓については暫くの間は改めず、もし姓が木下、山川である人はすべてやはり日本人を指している。近い将来、社会情勢が変われば、高学年においては、本島人の姓でも内地式に改めることができるようになるかも知れない。(台湾総督府監修官加藤春城「公学校用国語読本卷一、卷二編纂要旨」抜粹)

つまり、台湾では何故、朝鮮のように「創氏改名」が強行されなかったのかという疑問が、翻訳をしていた時に、脳裏を駆け巡ったからである。

完